

寄居町障害者計画

第7期寄居町障害福祉計画

第3期寄居町障害児福祉計画

(骨子案)

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格及び位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 障害者を取り巻く現状と関連制度	9
1 人口・世帯等の状況	10
2 障害者の状況	11
3 「寄居町の障害福祉に関するアンケート調査」の結果	16
4 関連制度の動向	32
第3章 障害者計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	40
2 施策の体系	41
第4章 障害者計画の施策展開	43
1 重点的な取り組み	44
基本目標1 保健の充実と早期支援	48
基本目標2 自立の促進	59
基本目標3 総合的な支援体制の確立	71

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、現行の障害者基本計画において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を理念に掲げながら、障害福祉サービスをはじめとする障害福祉施策に取り組んでいます。

「寄居町障害者計画・第6期寄居町障害福祉計画（第2期寄居町障害児福祉計画）」（以下、「前計画」という。）の期間内（令和3年度から令和5年度）においても、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の制定等の大きな動きが見られました。

国では、こうした動向を踏まえながら、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

一方、福祉における総合的な流れとして、国は高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げています。

前計画においては、これまでの町の障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画を踏襲しながらも、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う地域生活への支援や障害児への福祉サービスの提供体制の整備を盛り込み、計画を策定しています。また進行する高齢化社会による老老介護や新型コロナウイルス感染症等といった社会情勢を加味した活動についても、新たに計画に組み込んでいます。中でも寄居町成年後見制度利用促進基本計画の策定に関連し、事業の一つであった成年後見制度に関連する活動を、虐待防止や障害者差別解消法に規定される障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供等とまとめ、「権利擁護の推進」を、施策や「重点的な取り組み」に取り上げました。

本計画は、こうした法改正の変遷や障害者を取りまく社会情勢等を鑑み、障害者が地域で安心して自立した生活を送り、個性を活かして交流・活動できる環境づくりを目指し、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「寄居町障害者計画・第7期寄居町障害福祉計画・第3期寄居町障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定するものです。

2 計画の性格及び位置づけ

「寄居町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定された「障害のある人のための施策に関する基本的な計画」となる「町障害者計画」で、障害者の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担います。

「寄居町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定された「障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」となる「町障害福祉計画」で、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

「寄居町障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「町障害児福祉計画」で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等を定めるものです。

障害者基本法

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法

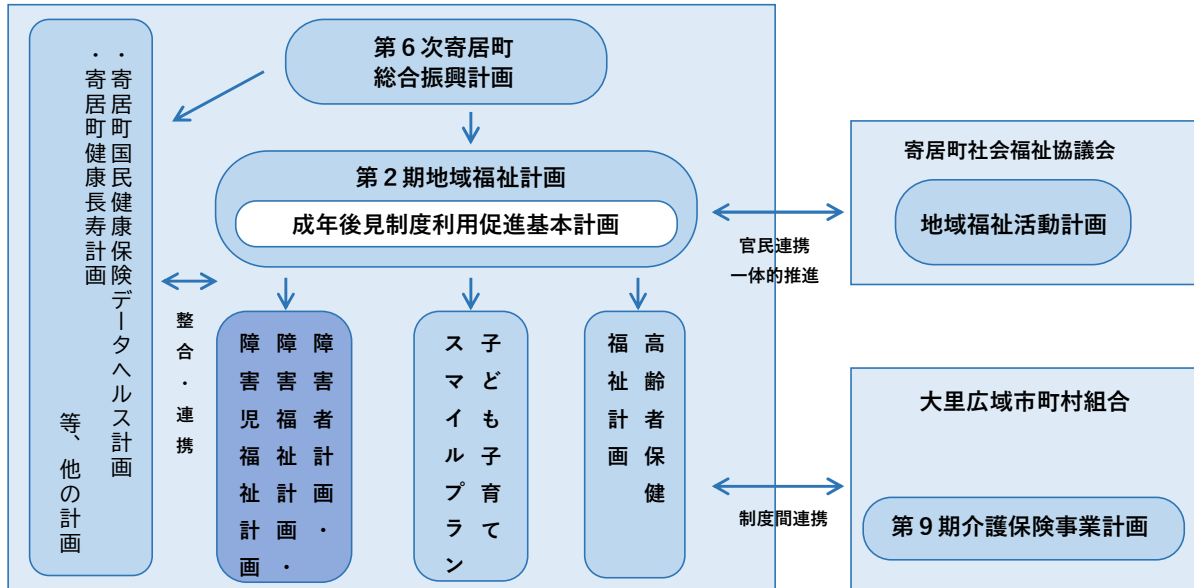
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

また国の「障害者基本計画」及び埼玉県「埼玉県障害者支援計画」、本町の最上位計画である「第6次寄居町総合振興計画」や福祉分野の上位計画である「第2期寄居町地域福祉計画」、その他の関連計画等との整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的かつ計画的に推進します。

計画の位置づけ



埼玉県高齢者支援計画、埼玉県地域保健医療計画 等

3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度を初年度として、令和8年度までの3か年で、計画課題を解決するための目標を定め、その目標を実現する施策、事業の体系と事業量の数値目標を定めています。なお、他の計画との関係は以下のとおりです。

計画の期間

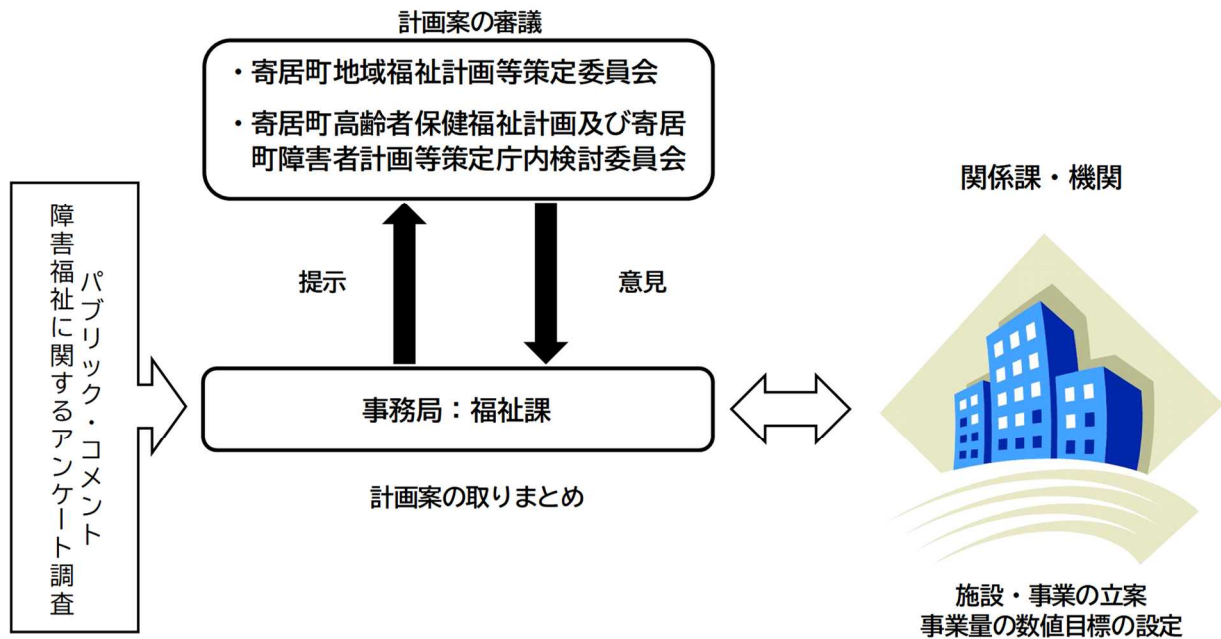
区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第6次寄居町総合振興 計画	基本構想（平成29年度～令和8年度）				次期計画	
	後期基本計画（令和4年度～令和8年度）				次期計画	
寄居町地域福祉計画	（～令和7年度）			次期計画		
寄居町障害者計画 寄居町障害福祉計画 寄居町障害児福祉計画	（令和6年度～令和8年度）			次期計画		
大里広域市町村圏組合 第9期介護保険事業計画	（令和6年度～令和8年度）			次期計画		
寄居町国民健康保険 データヘルス計画	（令和6年度～令和11年度）					
寄居町高齢者保健福祉計画	（令和6年度～令和8年度）			次期計画		
寄居町子ども・子育て スマイルプラン	（～令和6年度）			次期計画		
寄居町健康長寿計画 （健康増進計画） （食育推進計画） （自殺対策計画）	（令和5年度～令和9年度）				次期計画	

4 計画の策定体制

(1) 審議の過程

本計画は、町民の参画と協働を基本とした計画策定の中心機関として「寄居町地域福祉計画等策定委員会」を、また、横断的連携を図るため庁内の関係各課の職員からなる「寄居町高齢者保健福祉計画及び寄居町障害者計画等策定庁内検討委員会」を設置し、計画策定を進めました。

計画の策定体制



(2) 障害福祉に関するアンケート調査の実施

「寄居町の障害福祉に関するアンケート調査」は、町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の方を対象に実施し、生活の状況やサービスの利用状況、利用意向等を調査しました。

回収数は 680 人、有効回収率は 39.9%となっています。

なお、本文及び図表内の数値の構成比は、四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合があります。また、複数の手帳を所持している方がいるため、全体と各障害者数の合計は異なります。

調査の内容と方法

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者
調査の対象	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
サンプル数	1,080 人	316 人	344 人
有効配布数	1,704 人 (※1)		
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	令和5年6月29日(木)～7月21日(金)		
調査内容	(1) 介助と介助者の状況について (問4～問7) (2) 障害の状況について (問8～問17) (3) 住まいや暮らしについて (問18～問23) (4) 日中活動や就労について (問24～問32) (5) 障害福祉サービス等の利用について (問33～問34) (6) 相談相手について (問35～問36) (7) 権利擁護について (問37～問44)		
有効回収数	485 人	119 人	105 人
	680 人 (39.9%) (※2)		

※1 手帳重複者や転居等で郵送されなかった方(計36名分)を除いた配布数。

※2 手帳重複者を除いた回収数。

(3) パブリック・コメントの実施

計画素案を作成後、素案に対する町民の意見や要望等を収集するため、パブリック・コメントを実施しました。

パブリック・コメントの実施概要

意見募集案件	寄居町障害者計画・第7期寄居町障害福祉計画・第3期寄居町障害児福祉計画
実施期間	令和5（2023）年12月14日～令和6（2024）年1月12日
閲覧	町公式ホームページ、福祉課、男衾連絡所（※）、用土連絡所（※）
意見を提出できる町民	町民（町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内の事務所又は事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者）
意見提出方法	郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、書面の持参
意見提出者数	●人
意見数	●件

※男衾連絡所及び用土連絡所における閲覧期間は令和5年12月14日～令和5年12月28日。

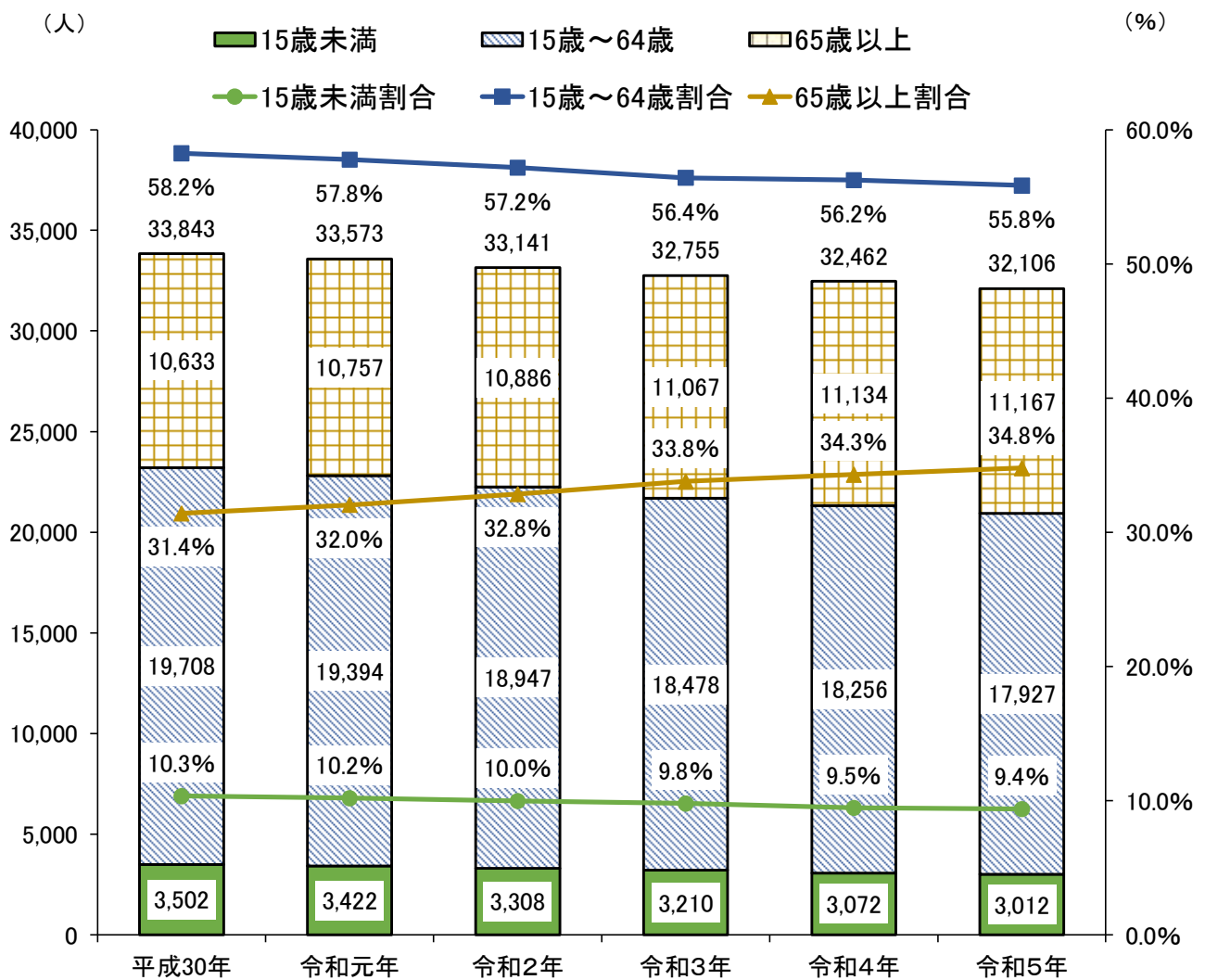
第2章 障害者を取り巻く現状と関連制度

1 人口・世帯等の状況

本町の総人口（外国人を含む。）は、年々減少傾向にあり、平成30年3月31日現在においては33,843人でしたが、令和5年3月31日現在の総人口は32,106人となっています。

年齢別の構成をみると、64歳以下の人口が減少し、65歳以上の高齢者の人口は増加しています。令和5年3月31日現在の高齢者の割合は、34.8%であり、平成30年度における割合31.4%より、3.4ポイント上昇しています。

人口の推移



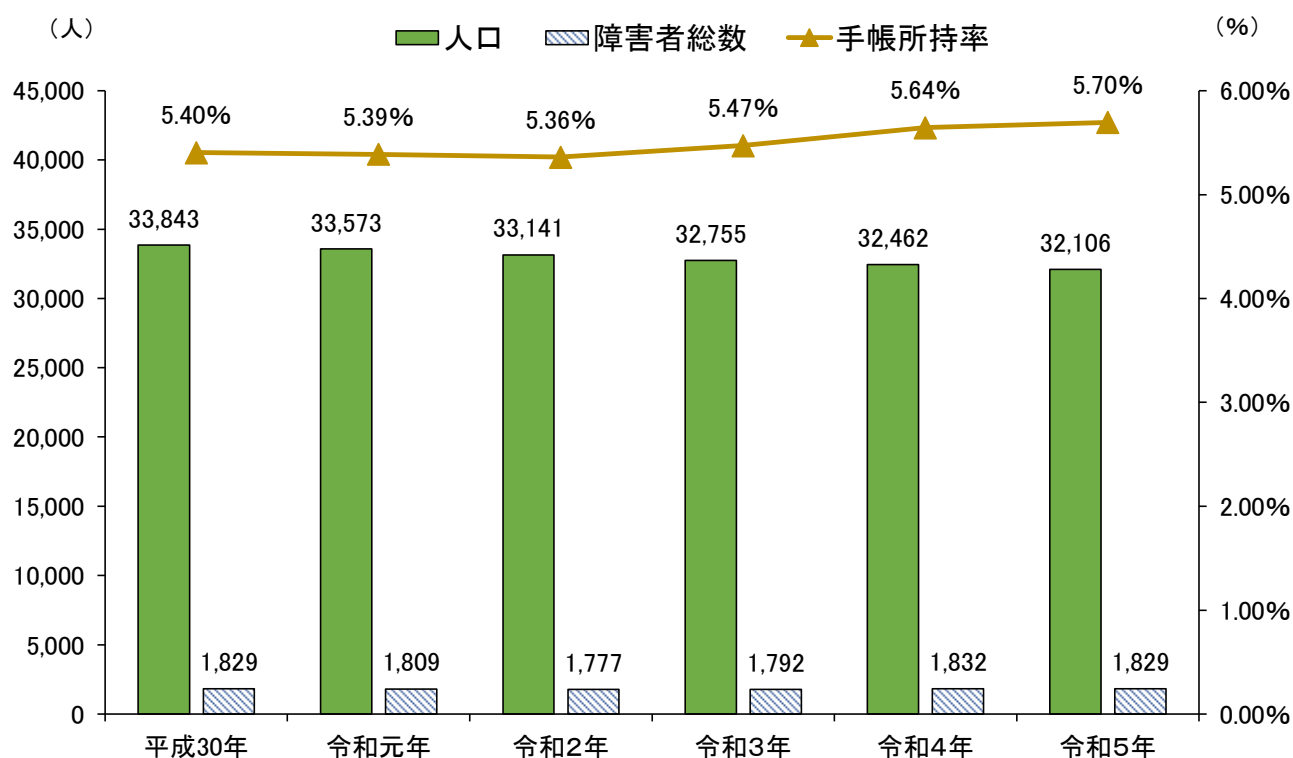
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数

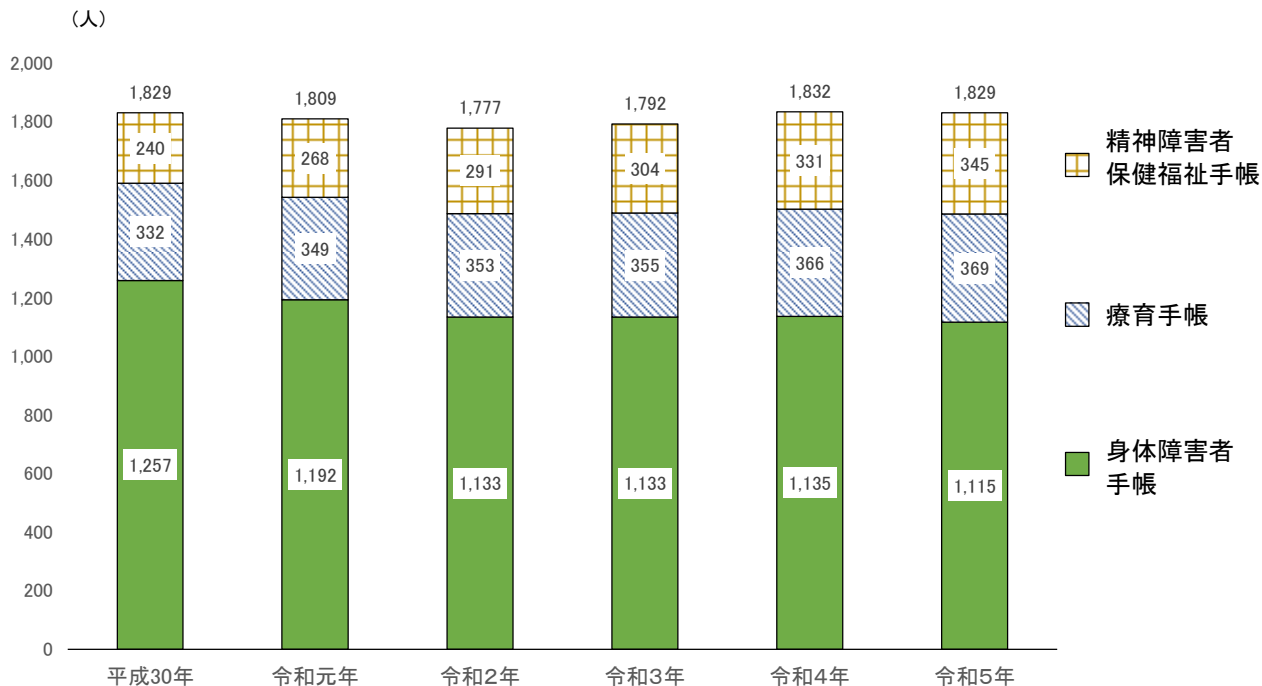
障害者手帳所持率は平成30年以降、微量ながら減少傾向にありましたが、令和2年から一転し、増加傾向となっています。障害種別の内訳をみると、令和2年から3年にかけて、身体障害者と知的障害者は変化がほぼありませんが、精神障害者は増加しています。平成30年以降、精神障害者は人数・割合ともに年々増加となっています。

障害者手帳の所持者の年次推移



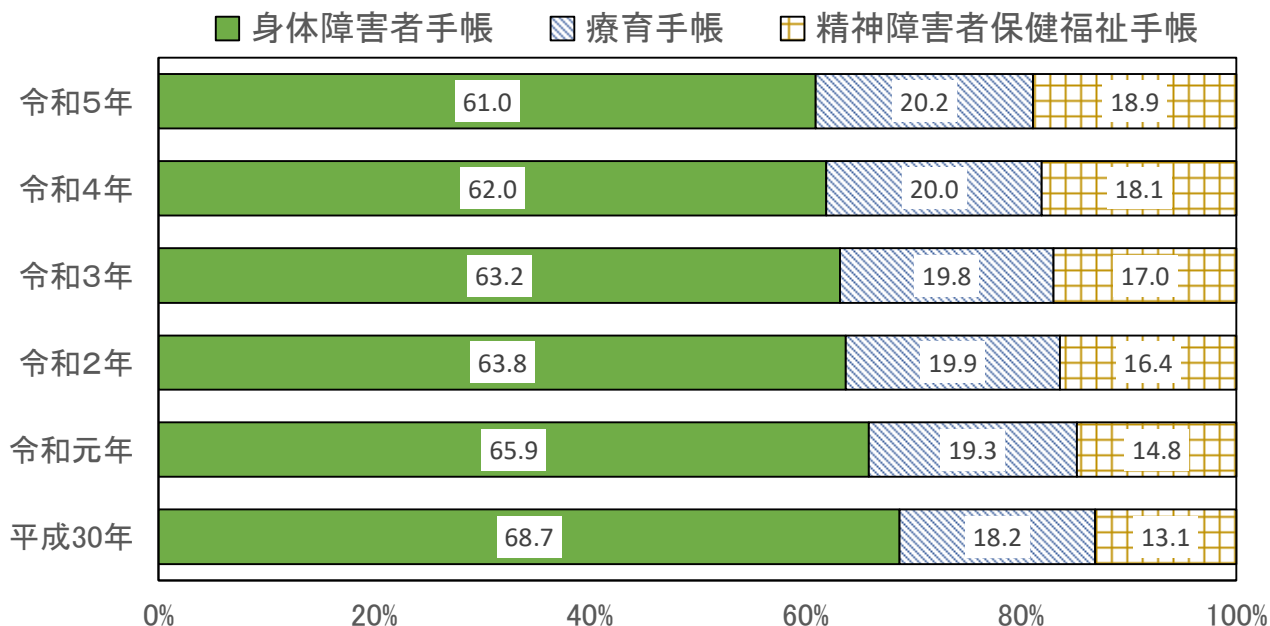
資料：寄居町 福祉課（各年3月31日現在）

障害者手帳別構成の推移（人数）



資料：寄居町 福祉課（各年3月31日現在）

障害者手帳別構成の推移（割合）



資料：寄居町 福祉課（各年3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳の等級別所持者（令和5年3月31日現在）

身体障害者手帳の等級別交付状況の内訳をみると、1級が381人と最も多く34.2%となっています。重度障害者である1級・2級を合わせると、541人で48.5%となり、ほぼ半数となります。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳までが290人で26.0%、65歳以上は806人で72.3%となっています。65歳以上で1級・2級の高齢重度障害者は372人となり33.4%となっています。

障害種類別交付状況をみると、肢体不自由が543人で48.7%、内部障害が387人で34.7%となっています。

65歳以上で肢体不自由の方は372人となり、身体障害者手帳所持者全体の33.4%、65歳以上で内部障害は305人で同27.4%となっています。

身体障害者手帳の等級別所持者数（令和5年3月31日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	構成比
65歳以上	271	101	143	205	35	51	806	72.3
18歳～64歳	103	52	45	56	23	11	290	26.0
18歳未満	7	7	2	1	2	0	19	1.7
総数(人)	381	160	190	262	60	62	1115	
構成比	34.2	14.3	17.0	23.5	5.4	5.6		

資料：寄居町 福祉課

身体障害者手帳の障害種類別所持者数（令和5年3月31日現在）

区分	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言 語・そしゃ く機能	肢体 不自由	内部	総数	構成比
65歳以上	48	66	15	372	305	806	72.3
18歳～64歳	22	19	4	155	90	290	26.0
18歳未満	0	1	0	16	2	19	1.7
総数(人)	70	86	19	543	387	1115	
構成比	6.3	7.7	1.7	48.7	34.7		

資料：寄居町 福祉課

(3) 療育手帳の等級別所持者（令和5年3月31日現在）

療育手帳の等級別交付状況の内訳をみると、B（中度）が122人と最も多く、次いでC（軽度）が98人となっています。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳が271人で73.4%、18歳未満が61人で16.5%となっています。

療育手帳の等級別所持者数（令和5年3月31日現在）

	㉠（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	総数	構成比（%）
65歳以上	2	10	24	1	37	10.0
18歳～64歳	54	58	88	71	271	73.4
18歳未満	7	18	10	26	61	16.5
総数(人)	63	86	122	98	369	
構成比（%）	17.1	23.3	33.1	26.6		

資料：寄居町 福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者（令和5年3月31日現在）

精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況の内訳をみると、2級が193人と最も多く、次いで3級が113人となっています。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳が299人で86.7%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数（令和5年3月31日現在）

区分	1級	2級	3級	総数	構成比（%）
65歳以上	14	19	8	41	11.9
18歳～64歳	24	170	105	299	86.7
18歳未満	1	4	0	5	1.4
総数(人)	39	193	113	345	
構成比（%）	11.3	55.9	32.8		

資料：寄居町 福祉課

(5) 自立支援医療受給者証（精神通院医療）の受給者数**(令和5年3月31日現在)**

自立支援医療受給者証（精神通院医療）の年齢別受給者数をみると、18歳から64歳が495人で83.2%を占めています。

自立支援医療受給者証（精神通院医療）の受給者数（令和5年3月31日現在）

区分	精神通院医療	構成比（%）
65歳以上	96	16.1
18歳～64歳	495	83.2
18歳未満	4	0.7
総数(人)	595	

資料：寄居町 福祉課

(6) 指定難病医療受給者証の受給者数（令和5年3月31日現在）

指定難病医療受給者証の受給者数をみると、65歳以上が128人で51.8%、18歳から64歳が119人で48.2%となっています。

指定難病医療受給者証の受給者数（令和5年3月31日現在）

区分	受給者数	構成比
65歳以上	128	51.8
18歳～64歳	119	48.2
18歳未満	0	0.0
総数(人)	247	

資料：熊谷保健所

(7) 小児慢性特定疾病医療受給者証の受給者数（令和5年3月31日現在）

小児慢性特定疾病医療受給者証の受給者数は22人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者証の受給者数（令和5年3月31日現在）

区分	受給者数
総数(人)	22

資料：熊谷保健所

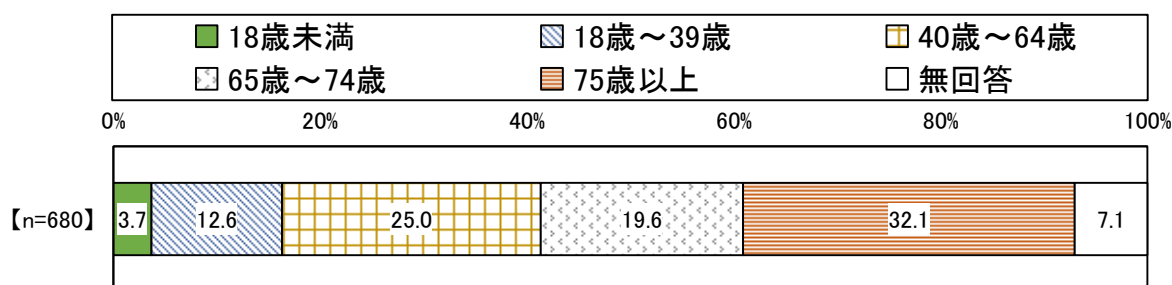
3 「寄居町の障害福祉に関するアンケート調査」の結果

アンケート調査を実施し、1704名のうち680名の方から回答が得られました。

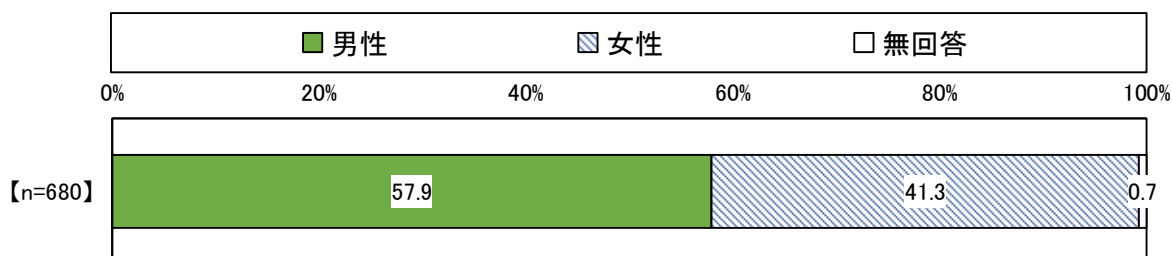
① 回答者

回答者の年齢は、「75歳以上」が32.1%で最も多く、「65歳～74歳」(19.6%)をあわせると、65歳以上の高齢者が半数以上を占めています。性別は、「男性」が57.9%で女性より多くなっています。

【SA】回答者の属性（年齢）

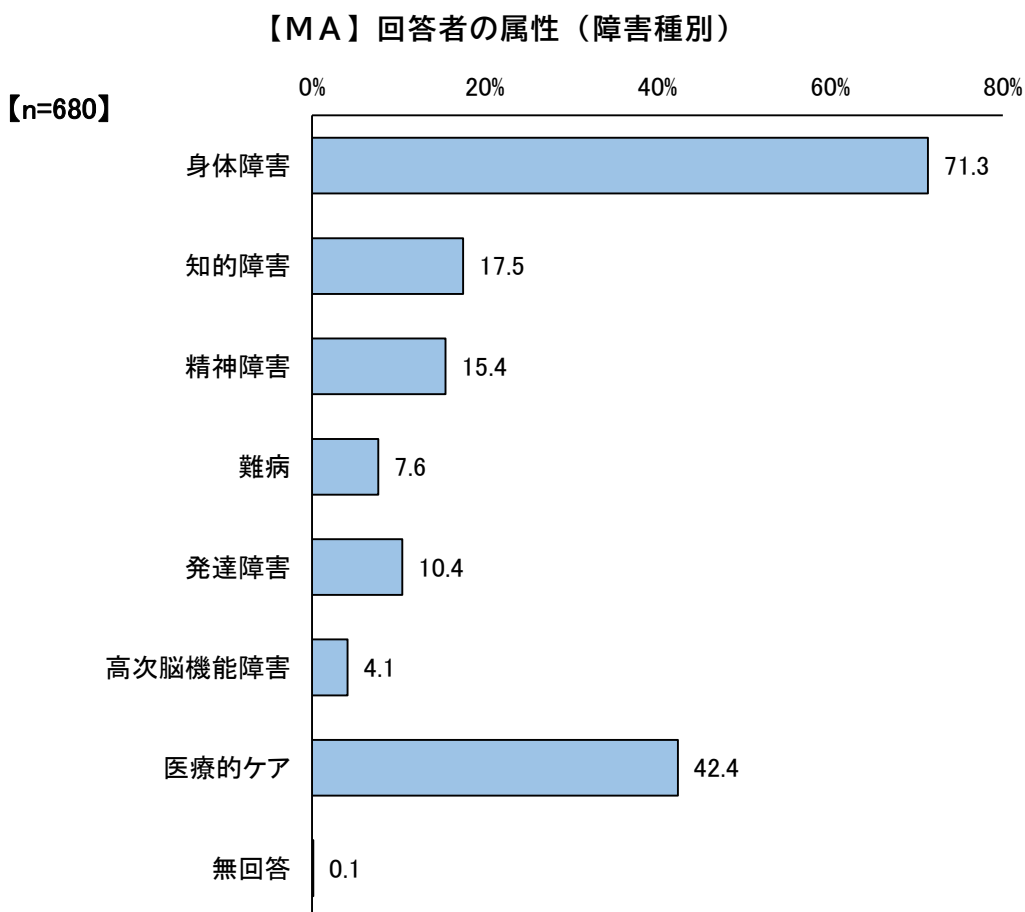


【SA】回答者の属性（性別）



【SA】と【MA】について
 アンケート調査では、回答の選択肢を一つ選ぶ質問（【SA】）と複数選ぶ質問（【MA】）があります。【MA】では各回答の割合を、回答者の全体数に対して算出するため、割合の合計が100%を超えます。

障害種別では、「身体障害」が71.3%で最も多く、次いで「医療的ケア」(※)が42.4%で多くなっています。



※人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引の他、カテーテルや透析といったその他の医療行為を指す。

以降の回答結果では障害種別ごとの結果を記載していますが、障害種別は複数回答が可能であるため、身体障害者・知的障害者・精神障害者の回答数の合計が回答者全体680名を超過することがあります。

②住まいや暮らし、家族の主な介助について

【現状】

現在の生活状況では、「家族と暮らしている」が 69.6%で最も多く、以下、「一人で暮らしている」(13.7%)、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」(7.9%)、「グループホームで暮らしている」(5.0%)となっています。

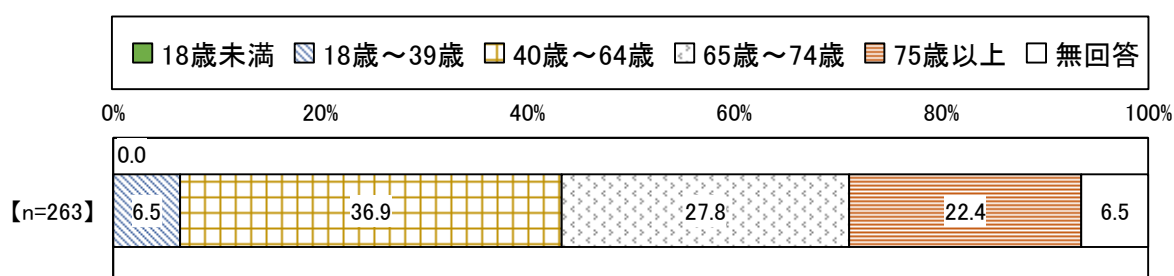
障害種別でみると、『施設で暮らしている』（「グループホームで暮らしている」と「福祉施設で暮らしている」の合計）については、知的障害者が 35.3%で高くなっています。

【SA】現在の生活状況 障害種別（人、％）

	合計	現在どのように暮らしているか							無回答
		一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設で暮らしている	病院に入院している	その他		
全体	680	13.7	69.6	5.0	7.9	0.7	1.2	1.9	
障害種別	身体障害者	485	15.9	73.0	2.7	5.6	0.2	0.6	2.1
	知的障害者	119	3.4	55.5	16.8	18.5	0.8	2.5	2.5
	精神障害者	105	16.2	69.5	6.7	4.8	2.9	0.0	0.0

主に介助を行う家族の年齢（5区分）では、「40歳～64歳」が 36.9%で最も多く、以下、「65歳～74歳」(27.8%)、「75歳以上」(22.4%)、「18歳～39歳」(6.5%)となっています。

【SA】主に介助を行う家族の年齢（5区分）



※680名中417名はご家族の方からの介助を受けていないため、調査対象外。

将来、地域で生活したいかでは、「今のまま生活したい」が56.0%で最も多く、以下、「家族と一緒に生活したい」(25.4%)、「グループホームなどを利用したい」(7.1%)、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」(3.5%)となっています。

障害種別でみると、3障害とも「今のまま生活したい」、「家族と一緒に生活したい」が多くなっていますが、知的では「グループホームなどを利用したい」が他より多くなっています。

現在の生活状況別でみると、いずれも「今のまま生活したい」が最も多くなっています。また現在、家族と暮らしている方は「家族と一緒に生活したい」、グループホームで暮らしている方は「グループホームなどを利用したい」も次いで多く、現在から大きく変わらない環境を望んでいる一方で、グループホームで暮らしている方の中には「一般の住宅で一人暮らしをしたい」方も一定数いる結果となっております。

【SA】将来、地域で生活したいか 障害種別・現在の生活状況別（人、％）

	合計	今のまま生活したい	グループホームなどを利用したい	家族と一緒に生活したい	一般の住宅で一人暮らしをしたい	その他	無回答
全体	680	56.0	7.1	25.4	3.5	3.4	4.6
障害種別	身体障害者	485	61.2	4.9	24.1	2.3	4.7
	知的障害者	119	37.0	17.6	27.7	5.9	5.0
	精神障害者	105	53.3	5.7	24.8	7.6	2.9
居住形態	一人で暮らしている	93	74.2	8.6	7.5	2.2	3.2
	家族と暮らしている	473	54.8	5.7	31.1	2.7	3.0
	グループホームで暮らしている	34	29.4	26.5	8.8	23.5	5.9
	福祉施設で暮らしている	54	55.6	5.6	18.5	1.9	14.8
	病院に入院している	5	60.0	0.0	0.0	0.0	20.0
	その他	8	50.0	12.5	25.0	0.0	0.0

【課題と方向性】

現状として、家族と暮らしている方が約7割を占め、将来も家族と同居する生活を希望する人が多いことから、生活支援・充実を図ります。特に、主に介助を行う家族の年齢については、65歳以上が半数以上を占めています。今後も少子・高齢化に伴い、障害者介助・支援に携わる方の年齢が高くなり、介護者・支援者の負担が増加することが予想されます。そのため、介護する家族の負担を軽減するための支援をしていきます。

また、グループホーム等の共同生活を望む声も一定数見られることから、入居のための支援を行っていきます。

③外出について

【現状】

1週間の外出頻度では、「1週間に数回外出する」が38.5%で最も多く、以下、「毎日外出する」(35.4%)、「めったに外出しない」(17.6%)、「まったく外出しない」(5.1%)となっています。

障害種別でみると、「毎日外出する」については知的障害者が57.1%で高くなっています。一方、『外出をしない』(「めったに外出をしない」と「まったく外出をしない」の合計)については、身体障害者は約2割半となっているのに対し、知的障害者・精神障害者では2割未満に留まっています。

【SA】1週間の外出頻度 障害種別(人、%)

	合計	1週間にどの程度外出するか				
		毎日外出する	1週間に数回外出する	めったに外出しない	まったく外出しない	無回答
全体	680	35.4	38.5	17.6	5.1	3.2
障害種別	身体障害者	30.5	41.4	19.6	4.9	3.5
	知的障害者	57.1	23.5	13.4	3.4	2.5
	精神障害者	41.0	40.0	15.2	1.9	1.9

外出する際に困ることでは、「公共交通機関が少ない」が43.2%で最も多く、以下、「道路や駅に階段や段差が多い」(39.6%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(35.4%)、「列車やバスの乗り降りが困難」(34.7%)となっています。

障害種別でみると、身体障害者では「道路や駅に階段や段差が多い」(49.5%)、知的障害者では「困った時にどうすればいいのか心配」(60.3%)、精神障害者では「公共交通機関が少ない」(50.0%)が最も多くなっています。

【MA】外出する際に困ること 障害種別ごとの上位3項目

	1位	2位	3位
身体障害者	道路や駅に階段や段差が多い(49.5%)	公共交通機関が少ない(43.7%)	列車やバスの乗り降りが困難(40.3%)
知的障害者	困った時にどうすればいいのか心配(60.3%)	切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい(39.7%)	公共交通機関が少ない(31.0%)
精神障害者	公共交通機関が少ない(50.0%)	外出にお金がかかる(48.1%)	困った時にどうすればいいのか心配(40.7%)

【MA】外出する際に困ること 障害種別（人、％）

	全体	障害種別		
		身体障害者	知的障害者	精神障害者
合計	308	222	58	54
公共交通機関が少ない	43.2	43.7	31.0	50.0
列車やバスの乗り降りが困難	34.7	40.5	29.3	20.4
道路や駅に階段や段差が多い	39.6	49.5	25.9	18.5
切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	20.5	18.9	39.7	9.3
外出先の建物の設備が不便 (通路、トイレ、エレベーターなど)	32.1	38.3	24.1	13.0
介助者が確保できない	12.3	14.0	13.8	3.7
外出にお金がかかる	22.7	18.5	19.0	48.1
周囲の目が気になる	15.3	9.0	27.6	35.2
発作など突然の身体の変化が心配	20.8	18.0	17.2	38.9
困った時にどうすればいいの か心配	35.4	29.7	60.3	40.7
その他	8.4	6.3	10.3	13.0
無回答	3.6	4.1	5.2	0.0

※680名中372名は外出に困難を感じていないため、調査対象外。

【課題と方向性】

全体として7割近くの方が、毎日あるいは1週間に数回外出をしています。しかし、外出する際に困ることについては3障害で「公共交通機関が少ない」があげられており、町内の交通網の整備が求められています。障害の特性に応じた支援は必要ですが、社会的障壁のない共生社会の実現のため、設備・施設等のハード面だけでなく、制度や情報提供体制等のソフト面も考慮にいたした「ユニバーサルデザインの街づくり」が必要です。

④ 相談・情報提供体制について

【現状】

悩みや困り事の相談相手では、「家族や親せき」が74.0%で最も多く、「かかりつけの医師や看護師」(30.4%)、「友人・知人」(27.6%)、「施設の指導員など」(14.7%)と続きます。

障害種別でみると、「かかりつけの医師や看護師」については精神障害者が48.6%と他の種別よりも高くなっています。また、「施設の指導員」や「サービス事業所の人や施設職員」では知的障害者が多く、それぞれ40.3%、31.1%となっています。

【MA】悩みや困り事の相談相手 障害種別（人、％）

	全体	障害種別		
		身体障害者	知的障害者	精神障害者
合計	680	222	58	54
家族や親せき	74.0	75.9	65.5	72.4
友人・知人	27.6	29.9	19.3	30.5
近所の人	7.6	8.9	1.7	6.7
職場の上司や同僚	5.7	4.3	9.2	6.7
施設の指導員など	14.7	9.3	40.3	13.3
サービス事業所の人や施設職員	14.6	11.3	31.1	13.3
障害者団体や家族会	1.9	1.9	2.5	5.7
かかりつけの医師や看護師	30.4	29.7	21.0	48.6
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	9.1	10.1	2.5	13.3
民生委員・児童委員	4.3	4.9	1.7	3.8
通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3.1	1.2	12.6	3.8
相談支援事業所などの民間の相談窓口	4.6	1.9	13.4	8.6
行政機関の相談窓口	7.8	7.2	7.6	13.3
その他	3.7	2.7	5.0	7.6
無回答	7.8	8.5	6.7	4.8

障害のことや福祉サービスの情報の入手先では、「家族や親せき、友人・知人」が 34.3%で最も多く、以下、「行政機関の広報誌・ホームページ」(33.1%)、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(28.5%)、「かかりつけの医師や看護師」(26.3%)となっています。

障害種別でみると、身体障害者では「行政機関の広報誌・ホームページ」、知的障害者では「サービス事業所の人や施設職員」、「通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生」の他「相談支援事業所などの民間の相談窓口」、「行政機関の相談窓口」が多く、精神障害者は「かかりつけの医師や看護師」、「インターネット」で多くなっています。

【MA】 障害のことや福祉サービスの情報の入手先 障害種別 (人、%)

	全体	障害種別		
		身体障害者	知的障害者	精神障害者
合計	680	222	58	54
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	28.5	31.5	18.5	27.6
行政機関の広報誌・ホームページ	33.1	38.4	16.0	27.6
インターネット	20.7	19.4	11.8	35.2
家族や親せき、友人・知人	34.3	35.5	26.9	31.4
サービス事業所の人や施設職員	17.6	13.8	39.5	17.1
障害者団体や家族会(団体の機関誌など)	3.1	2.7	4.2	3.8
かかりつけの医師や看護師	26.3	24.9	21.0	45.7
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	13.7	15.3	8.4	13.3
民生委員・児童委員	5.3	6.4	2.5	4.8
通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	4.3	2.3	16.8	2.9
相談支援事業所などの民間の相談窓口	5.6	2.3	22.7	5.7
行政機関の相談窓口	10.6	8.7	17.6	12.4
その他	2.5	1.2	4.2	4.8
無回答	11.3	11.1	14.3	7.6

【課題と方向性】

相談相手と情報の入手先のいずれにおいても、「行政機関の相談窓口」と回答した人は1割程度であり、相談・情報提供機関としての行政の認知度は高くはありません。重層的支援体制の構築を見据え、相談窓口の体制の整備と周知を図る必要があります。

また、障害種別ごとの相談先や情報の入手先に違いが見られるように、障害の特性に応じた対応が必要となることから、専門的な相談支援体制の整備の他に、年齢や障害種別等により、情報取得に制限が出ないように、複数の手段による情報提供体制を継続していきます。

⑤ 就労状況について

【現状】

平日の日中の過ごし方において、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」（＝「収入のある仕事をしている」）と回答した人は、全体で18.1%でした。

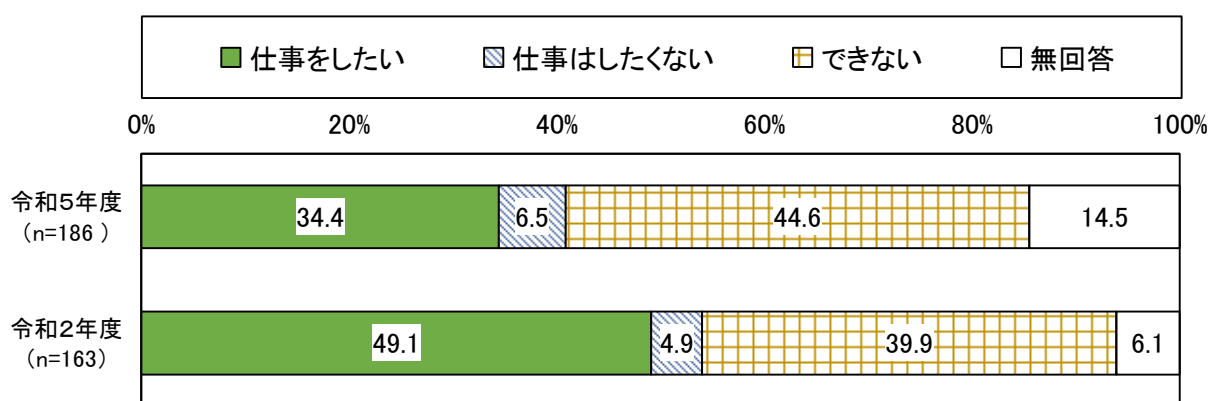
年齢別でみると、18～39歳と40～64歳がいずれも約3割となっています。

【SA】就労状況 年齢別（人、%）

		合計	収入のある仕事をしている	収入のある仕事をしていない	無回答
全体		680	18.1	74.1	7.8
年齢	18歳未満	25	0.0	100.0	0.0
	18歳～39歳	86	34.9	57.0	8.1
	40歳～64歳	170	31.8	62.4	5.9
	65歳～74歳	133	12.0	80.5	7.5
	75歳以上	218	7.3	85.3	7.3

また、年齢が18～64歳で、「収入のある仕事をしていない」人に対し、今後収入のある仕事をしたいかについて聞いたところ、「仕事をしたい」と回答した人は、全体で34.4%でした。前回では、「仕事をしたい」が「仕事はしたくない」、「できない」を上回っていましたが、今回は「仕事をしたい」が少数派となっています。

【SA】就労意向 経年比較



※調査対象者である18～64歳の回答者256名中、収入のある仕事をしていない人は186名。

障害者の就労支援として必要だと思うことでは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 39.1%で最も多く、以下、「通勤手段の確保」(29.0%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(28.8%)が続きます。

現在収入のある仕事をしている人と、今後収入のある仕事をしたい人でも、同様の傾向が見られ、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の構成比はどちらも6割以上で最も多くなっています。

【MA】障害者の就労支援として必要だと思うこと（人、％）

	全体	仕事をしている	仕事をしたい
合計	680	123	64
通勤手段の確保	29.0	35.0	42.2
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	16.5	19.5	15.6
仕事をするための職業訓練	19.9	19.5	40.6
短時間勤務や勤務日数等の配慮	28.8	39.8	56.3
在宅勤務の拡充	16.5	17.9	37.5
職場の上司や同僚に障害の理解があること	39.1	63.4	62.5
職場で介助や援助等が受けられること	21.2	14.6	37.5
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	21.0	27.6	46.9
企業ニーズに合った就労訓練	13.1	15.4	25.0
仕事についての職場外での相談対応、支援	19.0	26.0	39.1
その他	4.4	0.8	6.3
無回答	39.6	14.6	7.8

【課題と方向性】

18歳～64歳で、収入のある仕事をしている人や今後、就労を希望する人は3割半ばとなっています。

障害者の社会進出に向けては、それぞれ職場において、周囲が障害に理解を示すことが最も重要となるため、雇用促進に向けた啓発や仕組みづくり等の取り組みを行っていきます。就労をしている人は前回の調査と比べ、減っているため、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」や「仕事をするための職業訓練」等、就労前後における継続的な支援に努めます。

⑥ 障害者に対する差別・権利擁護について

【現状】

差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかでは、「ある」が 15.9%、「少しある」が 19.0%、「ない」が 54.3%となっています。

障害種別でみると、『ある』（「ある」と「少しある」の合計）については、知的障害者が 58.9%、精神障害者が 44.8%で高くなっています。

【SA】差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか 障害種別（人、%）

		合計	ある	少しある	ない	無回答
全体		680	15.9	19.0	54.3	10.9
障害種別	身体障害者	485	11.8	17.1	60.2	10.9
	知的障害者	119	32.8	26.1	31.1	10.1
	精神障害者	105	23.8	21.0	42.9	12.4

また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかでは、「外出先」が 43.5%で最も多く、「学校・仕事場」が 40.5%、「住んでいる地域」が 21.1%、「病院などの医療機関」が 18.1%と続きます。

障害種別でみると、「学校・仕事場」が知的障害者と精神障害者で多く、それぞれ 52.9%、51.1%となっています。一方、「外出先」では身体障害者と知的障害者が多く、それぞれ 45.7%、54.3%となっています。「仕事を探すとき」については精神障害者が 31.9%と高くなっています。

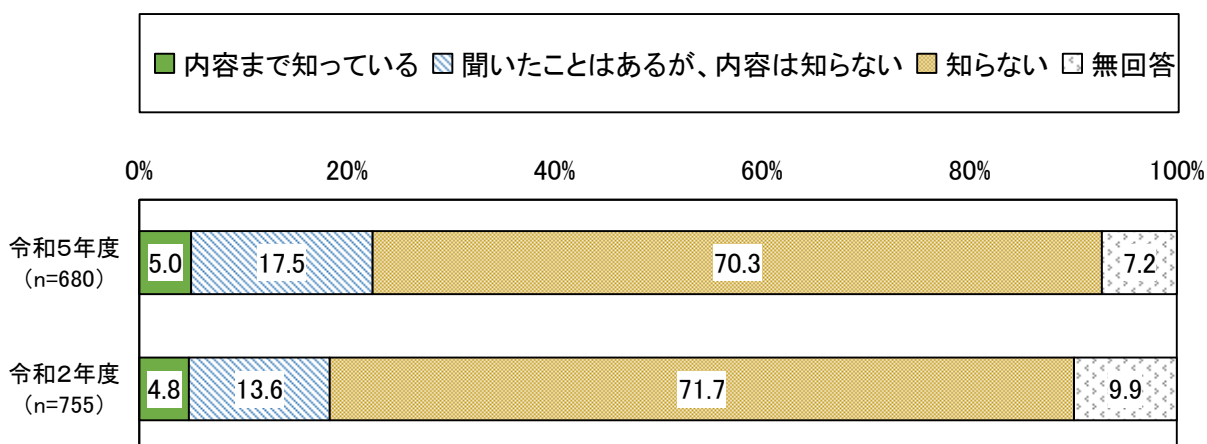
【MA】どのような場所で差別や嫌な思いをしたか 障害種別（人、%）

	全体	障害種別		
		身体障害者	知的障害者	精神障害者
合計	237	222	58	54
学校・仕事場	40.5	30.0	52.9	51.1
仕事を探すとき	16.9	13.6	12.9	31.9
外出先	43.5	45.7	54.3	21.3
余暇を楽しむとき	14.8	16.4	18.6	4.3
病院などの医療機関	18.1	20.7	14.3	17.0
住んでいる地域	21.1	21.4	24.3	17.0
その他	7.6	7.1	8.6	6.4
無回答	2.1	2.9	1.4	4.3

※680名中 443名は嫌な思いをしたことがないため、調査対象外。

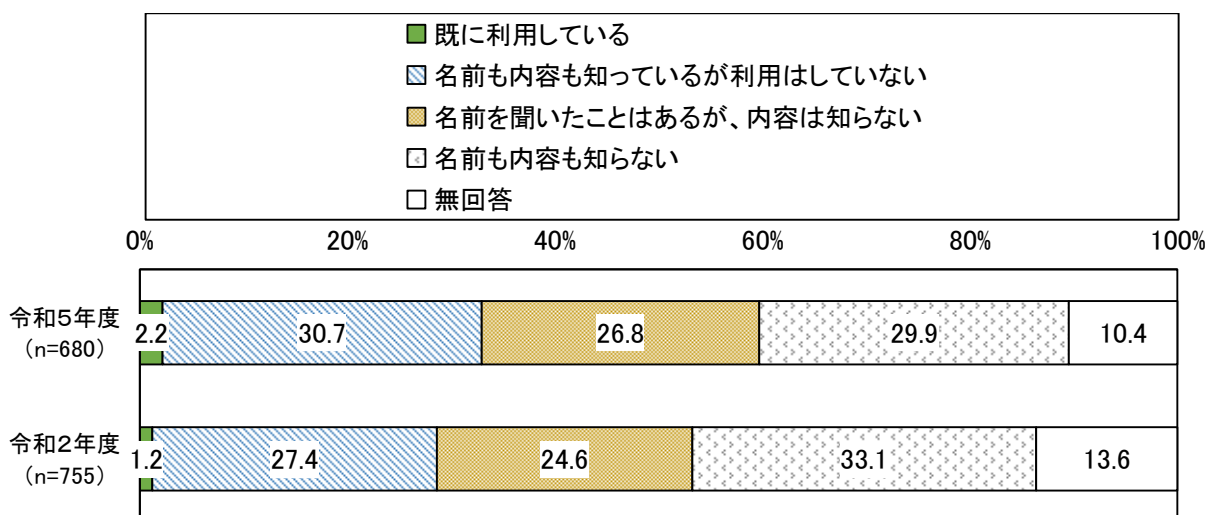
合理的配慮の認知度では、「内容まで知っている」が 5.0%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が 17.5%、「知らない」が 70.3%となっています。

【SA】合理的配慮の認知度 経年比較



成年後見制度について知っているかでは、「既に利用している」が 2.2%、「名前も内容も知っているが利用はしていない」が 30.7%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 26.8%、「名前も内容も知らない」が 29.9%となっています。

【SA】成年後見制度の認知度 経年比較



【課題と方向性】

地域生活において、障害者の3人に1人が、「外出先」や「学校・仕事先」等を中心に、差別や嫌な思いをする（した）ことがあります。このことから、差別や偏見の解消のため、障害への正しい知識の取得や理解の促進に向けた啓発活動を引き続き推進します。

また、障害者自身においても合理的配慮について内容まで認知している人は1割未満、成年後見制度の内容まで認知している人は3割程度でした。障害者に対しての理解促進、権利擁護に向け、啓発活動を継続する必要があります。

⑦災害時について

【現状】

一人で暮らしている、又は家族と暮らしている人のうち、災害時、自宅から避難する際に、誰かの支援が必要かでは、「支援が必要だと思う」が 42.6%、「現状、支援は必要ないと思う」が 43.3%、「わからない」が 11.5%でした。

障害種別でみると、「支援が必要だと思う」については知的障害者が 62.9%で高くなっています。

【S A】災害時、自宅から避難する際に、誰かの支援が必要か 障害種別（人、%）

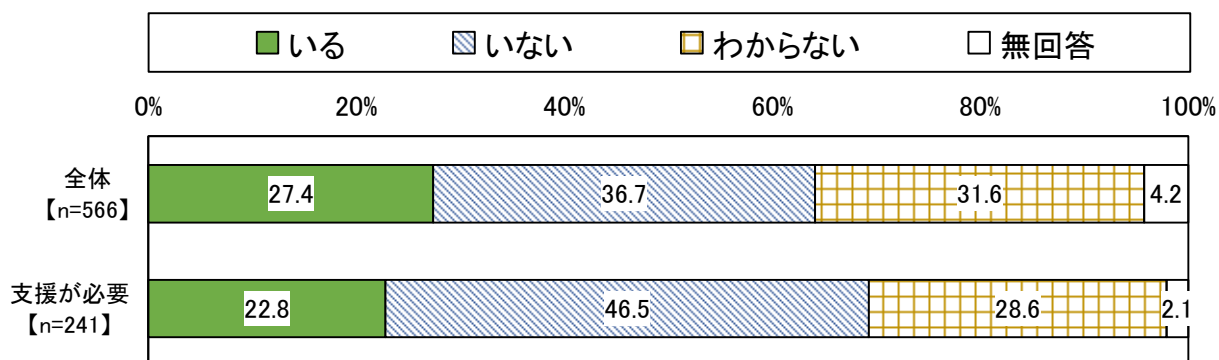
		合計	支援が必要 だと思う	現状、支援 は必要ない と思う	わからない	無回答
全体		566	42.6	43.3	11.5	2.7
障害 種別	身体障害者	431	41.3	47.1	9.3	2.3
	知的障害者	70	62.9	17.1	18.6	1.4
	精神障害者	90	34.4	43.3	18.9	3.3

※680名中114名はグループホームや病院等、自宅以外で暮らしているため、調査対象外。

また、家族が不在等の場合に近所にあなただを助けてくれる人がいるかでは、「いる」が 27.4%、「いない」が 36.7%、「わからない」が 31.6%となっています。

災害時、自宅から避難する際に、誰かの「支援が必要だと思う」と回答した人に絞ってみると、「いる」が 22.8%、「いない」が 46.5%、「わからない」が 28.6%となっています。

【S A】家族が不在等の場合に近所に助けてくれる人がいるか 支援が必要だと思う場合

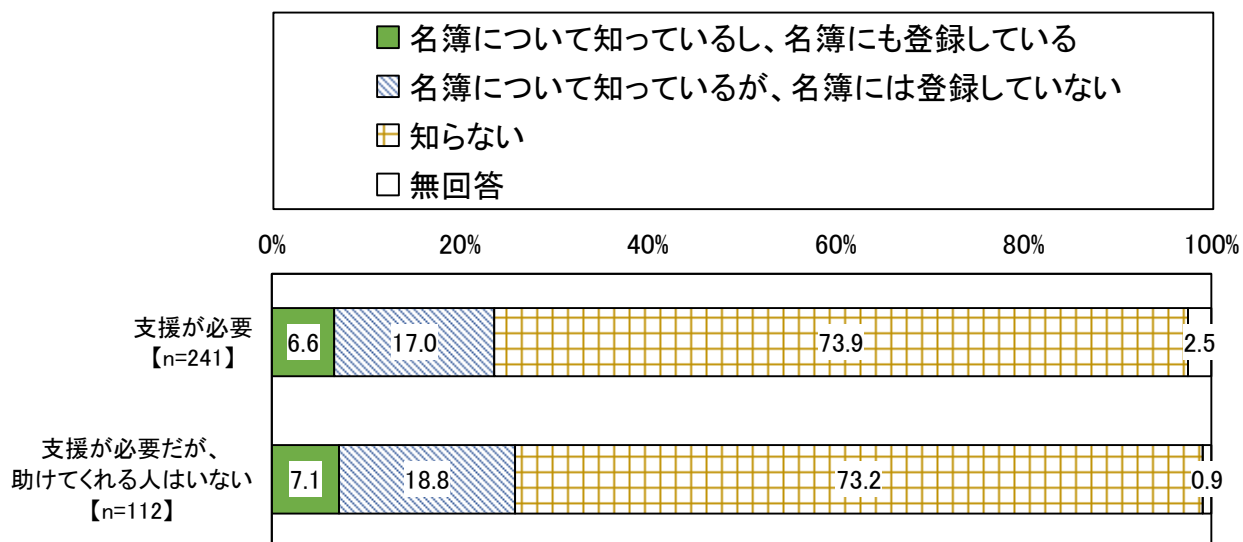


※自宅で暮らしており、避難時に支援が必要な方は241名。

災害時避難行動要支援者名簿の認知度では、「名簿について知っているし、名簿にも登録している」が6.6%、「名簿について知っているが、名簿には登録していない」が17.0%、「知らない」が73.9%でした。

特に、災害時、自宅から避難する際に、誰かの「支援が必要だと思う」と回答し、なおかつ近所に助けてくれる人が「いない」と回答した人に絞ってみると、避難行動要支援者名簿を「知らない」と回答した人は73.2%でした。

【SA】災害時避難行動要支援者名簿の認知度



※避難時に支援が必要な方で、近所で助けてくれる人がいないと回答した方は112名。

火事や地震等の災害時に困ることでは、「投薬や治療が受けられない」が52.7%で最も多く、以下、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（49.1%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（47.9%）、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」（26.0%）となっています。

障害種別でみると、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」は3障害に共通して高くなっていました。身体障害者と精神障害者の上位項目は全て共通していますが、構成比では精神障害者の方が投薬や治療に対する不安が多くなっています。知的障害者では「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が2位となっています。

【MA】火事や地震等の災害時に困ること 障害種別ごとの上位3項目

	1位	2位	3位
身体障害者	投薬や治療が受けられない（52.7%）	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（49.2%）	安全なところまで、迅速に避難することができない（47.8%）
知的障害者	安全なところまで、迅速に避難することができない（71.4%）	被害状況、避難場所などの情報が入手できない（65.7%）	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（61.4%）
精神障害者	投薬や治療が受けられない（60.0%）	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（38.9%）	安全なところまで、迅速に避難することができない（32.2%）

【MA】火事や地震等の災害時に困ること 障害種別（人、%）

	全体	障害種別		
		身体障害者	知的障害者	精神障害者
合計	566	222	58	54
投薬や治療が受けられない	52.7	52.7	40.0	60.0
補装具の使用が困難になる	10.6	13.5	0.0	2.2
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	11.7	13.7	5.7	4.4
救助を求めることができない	21.4	17.9	51.4	17.8
安全なところまで、迅速に避難することができない	47.9	47.8	71.4	32.2
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	26.0	21.1	65.7	24.4
周囲とコミュニケーションがとれない	21.4	15.5	55.7	30.0
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	49.1	49.2	61.4	38.9
その他	6.7	5.3	12.9	13.3
特になし	14.3	15.3	8.6	15.6
無回答	4.6	4.6	1.4	5.6

※680名中114名はグループホームや病院等、自宅以外で暮らしているため、調査対象外。

【課題と方向性】

災害時、自宅から避難する際に、誰かの支援を必要とする人は、知的障害者を中心に全体で4割程度となっています。災害時避難行動要支援者名簿を活用することで、災害時に自力での避難が困難な人の避難支援や安否確認等を円滑に行うことができます。災害時避難行動要支援者名簿に登録していただくことで、その情報を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と共有することができるため、登録を推進しています。支援が必要で、近所に助けてくれる人がいないと回答した人でも、名簿の認知度は2割半ば程度にとどまっており、3障害で上位項目に「安全なところまで、迅速に避難することができない」があげられているため、名簿を周知する必要があります。

また、火事や地震等の災害時に困ることで他の項目には、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」や「投薬や治療が受けられない」等設備・備えに関する課題や、知的障害者では「周囲とコミュニケーションがとれない」等の避難生活のソフト面の課題があげられています。そのため、災害時における障害特性による困りごとの違いについて、研修会で周知する等の支援の充実に努めます。

4 関連制度の動向

(1) 国の動向

我が国の障害者施策は、昭和56年の「国際障害者年」を契機として、その推進が図られてきました。昭和57年には現在の各種障害者計画の前身となる「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。以来、我が国では、障害のある人の自立と社会参加に関する施策について計画を策定し、これに基づき、その総合的かつ計画的な実現を図るという取り組みが進められています。

今日に至るまでの主要な動向として、平成15年に、福祉サービス利用の仕組みを、措置から契約への変換を図った支援費制度が始まり、障害者福祉施策は大きな変革の時を迎えました。平成16年には「障害者基本法」が改正され、「障害を理由とする差別の禁止」が明記されると同時に、都道府県及び区市町村における障害者計画の策定が義務づけられました（区市町村は平成19年4月から施行）。また、同年には、発達障害のある人の社会参加を支援するため「発達障害者支援法」が制定されています。

平成17年には「障害者自立支援法」が制定され、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に関するサービスを一元化するとともに、施設体系を再編し、総合的かつ計画的なサービス提供体制の確保を区市町村の責務としました。

平成23年8月には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」という理念のもと、障害者基本法の一部が改正され、精神障害に発達障害を含むことが明らかにされ、障害者の範囲も拡大しています。そして、差別の禁止や、国及び地方公共団体が、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければならないとされました。その後、平成24年6月には、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に改められ、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれました。また、差別の禁止に関しては、平成25年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立（平成28年施行）し、障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務が定められました。また平成28年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害のある人が望む地域生活への支援や障害のある児童の支援に関する多様なニーズに対応するためのサービスの新設、障害のある児童のサービスに関わる提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

そして平成30年には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「ユニバーサル社会実現推進法」の成立、障害者の社会参加が促進され、令和元年には「読書バリアフリー法」の成立や「障害者の雇用の促進等に関する法

律」の一部改正に始まり、「バリアフリー法」の一部改正（令和2年5月成立、令和3年4月施行）、「電話リレーサービス法」（令和2年6月成立、施行）など障害者施策が充実するだけでなく、重層的支援体制整備事業の創設を目的に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立（令和2年6月成立、令和3年4月施行）するなど地域共生社会の実現に向け、大きく動き出しました。

前計画の計画期間内においては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催され、社会的障壁のない共生社会の実現に向けた機運が高まる中、この機運を一過性で終わらせないため、国が令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

「障害者基本計画（第5次）」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

これらに加え、「障害者差別解消法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」の改正、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定等の大きな動きが見られるなど国内の障害者を取りまく状況は大きく変化しています。

障害福祉に関連する制度の最近の主な動向

「障害者差別解消法」の一部改正 (令和3年6月成立、令和6年4月施行)	正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。これまで民間事業者に求められていた合理的配慮の提供を努力義務から法的義務に変更。
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立 (令和4年5月成立・施行)	正式名称「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。障害でない者と同一内容の情報を同一時点で得られるよう情報通信技術を活用し、情報取得の手段を選択できるようにすることを規定。
「児童福祉法」の一部改正 (令和4年6月成立、令和6年4月施行)	児童虐待の相談件数の増加などを背景に子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化などを実施。合わせて児童発達支援センターの機能強化や類型（福祉型・医療型）の一元化を実施。障害児入所施設からの円滑な移行体制の構築と22歳までの利用継続を規定。
「障害者総合支援法」等の一部改正 (令和4年12月成立、令和6年4月施行)	正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者の地域生活の支援体制の充実や障害者雇用と就労支援の推進等の措置を規定。

<p>国「障害者基本計画（第5次）」の策定（令和5年3月）</p>	<p>計画期間は令和5年度～令和9年度。第4次計画の考え方を引き継ぎながら、東京パラリンピックの開催により、進展した「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を継続し、社会的障壁のない共生社会の実現を推進することを提示。</p>
-----------------------------------	---

◎国が示す第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針（令和5年5月）

【主なポイント】

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- 発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- 地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- 障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- 障害福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

- 障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

（２）県の動向

埼玉県では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期埼玉県障害者支援計画」を策定し、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。この計画は、「共生社会」の実現を目標として定め、「共生社会」を障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の構成員として、障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる社会としています。埼玉県は令和2年3月に全国で初となる「ケアラー支援条例」を制定しており、全てのケアラー（※）が健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的に基本理念等を定め、「第6期埼玉県障害者支援計画」にも記載しています。

今日に至るまでの主要な動向として、令和5年3月の「埼玉県福祉のまちづくり条例」の一部改正に伴い、「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」の導入をしています。パーキング・パーミット制度とは、障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設に設けた「車椅子利用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

この制度は本町においても導入されています。

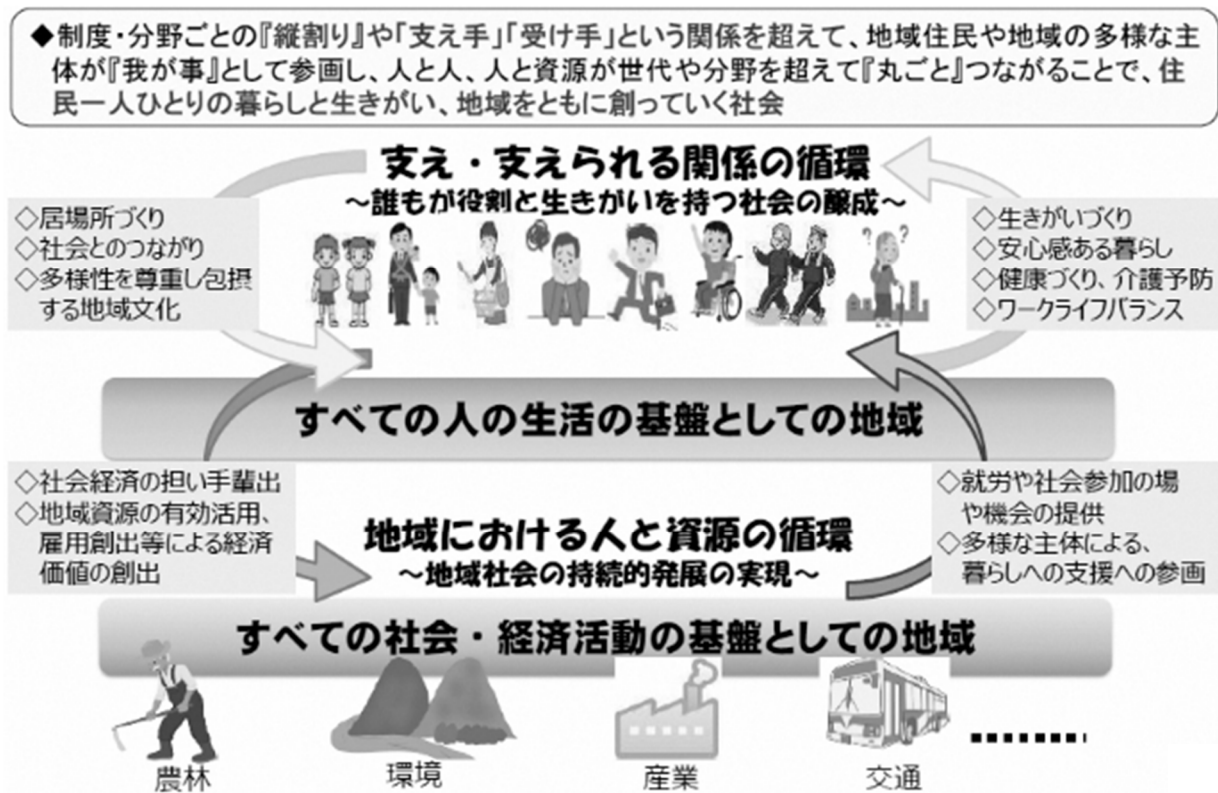
※高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する者。

(3) 地域共生社会

令和2年に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」で社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定され、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備を進め、地域共生社会の実現を図っています。

「地域共生社会」とは高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的な社会を指します。

「地域共生社会」とは



出典：厚生労働省

(4) 重層的支援体制

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

また、より効果的な事業の推進を図るために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」が定められています。

◇重層的支援体制整備事業

事業	基本的な考え方
包括的相談支援事業 社会福祉法 第106条の4 第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> ●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 社会福祉法 第106条の4 第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ●社会とのつながりを作るための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 社会福祉法 第106条の4 第2項第3号	<ul style="list-style-type: none"> ●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 社会福祉法 第106条の4 第2項第4号	<ul style="list-style-type: none"> ●支援が届いていない人に支援を届ける ●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 社会福祉法 第106条の4 第2項第5号	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援関係機関の役割分担を図る

第3章 障害者計画の基本的な考え方

1 基本理念

「障害者基本法」では、全ての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害の有無にかかわらず、一人ひとりを大切にする社会をつくるために、自立や社会参加の支援等のための施策を推進することを目的にしています。

また、国では、福祉の総合的な流れとして、地域共生社会という、制度や分野の枠や「支える」「支えられる」という従来を超えて、人と人、人と社会とのつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助けあいながら暮らしていくことができる地域や社会を創ることを理念として掲げています。

本町では、前計画期間から町民が相互に役割を持ち、安心していきいきとした生活を送ることができる地域づくりや障害のある方のニーズに合わせたきめ細やかなサービスを提供し、自分らしく活躍できる環境整備を進めています。

本計画は、現行の障害者福祉を軸としたうえで、今後の充実を図るため、計画目標（基本理念）は「すべての人が支えあう、地域共生のまち よりい」を継承することとします。

【計画目標（基本理念）】

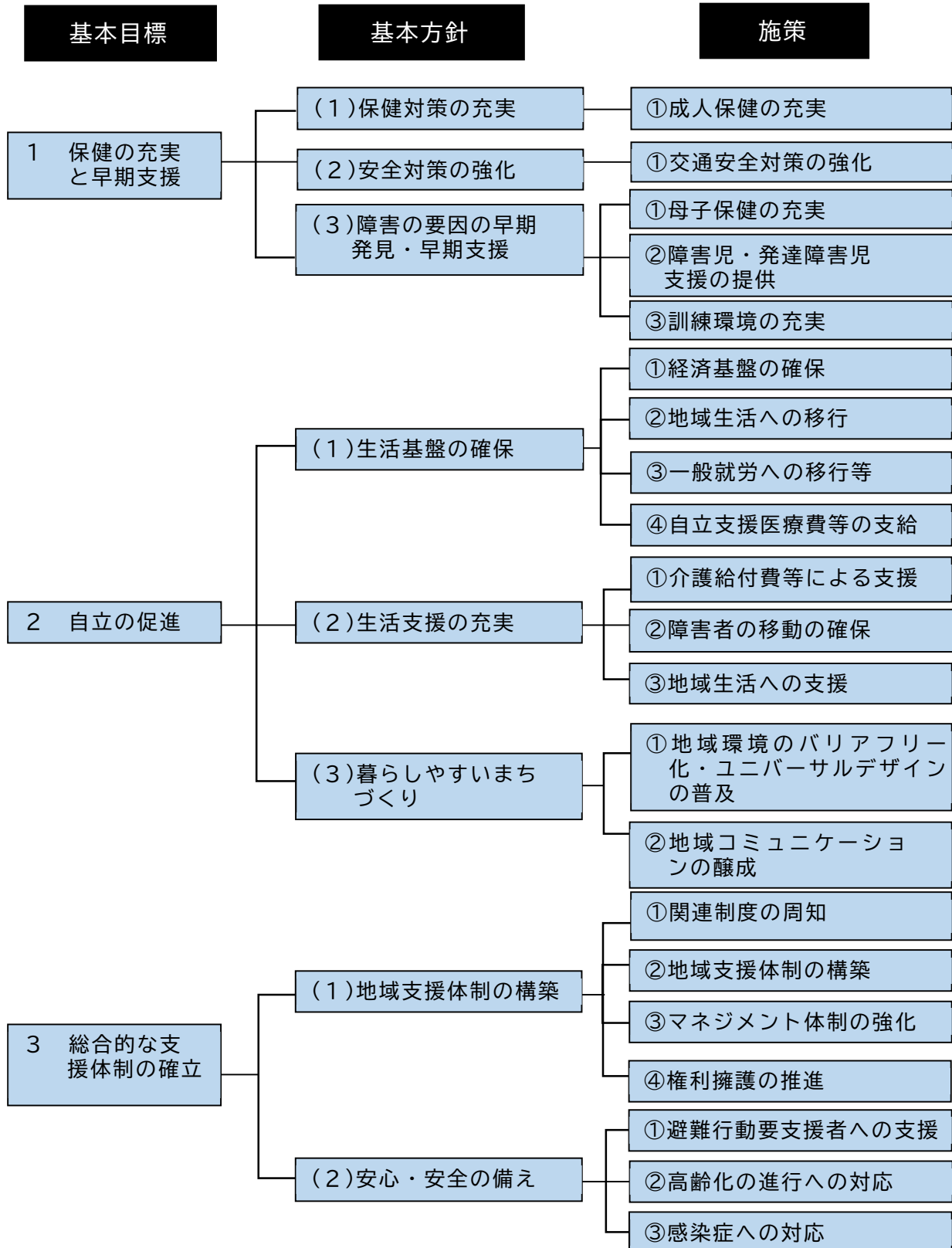
すべての人が支えあう、地域共生のまち よりい

【基本目標】

基本目標1	保健の充実と早期支援
基本目標2	自立の促進
基本目標3	総合的な支援体制の確立

2 施策の体系

本計画目標を実現するために、国や県の動向、本町の現状、課題を踏まえて、3つの基本目標を柱とした各施策を展開していきます。本計画では、障害者支援のさらなる充実を図り、相互に人格と個性を尊重しあいながら地域共生社会の現実を目指します。



第4章 障害者計画の施策展開

1 重点的な取り組み

本計画では、「基本方針」にのっとり、5つの重点的な取り組みを積極的に推進していきます。

・障害児の健やかな育成のための発達支援体制の整備の充実 (基本目標1 保健の充実と早期支援)

令和4年の「児童福祉法」の改正により、児童発達支援センターの機能強化や入所施設への円滑な移行体制の構築などが規定されました。

町では今まで各種福祉サービスのほかに、児童の発達の段階の節目における健康診査の各種実施や発達支援として、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を実施する保育所、その他の施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の便宜を供与するなどの支援体制の充実を図ってきました。

また令和4年に新たに「にじいろ発達相談室」事業を開始し、発達に関する相談窓口を設けました。これは従来の「うんどうの相談室」と「こどもの発達相談」を統合したもので、発達相談に関する総合的な窓口が設置されました。ニーズが増えている「ことばの相談室」は依然として事業継続を行うなど、適切な支援を提供できるよう障害の疑いのある段階からの伴走的な支援の提供を図る体制構築を目指しています。また母子保健事業と障害児福祉の連携を図ることで、障害の早期発見、早期支援を図っています。

・地域共生社会の実現のための社会参加・交流支援の促進 (基本目標2 自立の促進)

国の「第5次障害者基本計画」では、障害者施策の基本的な方向として、「障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため」と記載しています。令和3年の「障害者差別解消法」での合理的配慮の事業者への提供の義務化や令和4年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では情報提供の方法等に多様性を持たせ、障害者であっても障害がない人と同一時点で同一情報を得られるように規定するなど、障害者の社会参加への障壁を積極的に取り除いています。

本町では障害者の社会参加に向けた取り組みとして障害者の就労支援などを行ってきました。寄居町障害者基幹相談支援センターでは、寄居町障害者就労支援センター、ハローワーク熊谷等の就労支援機関と連携し、企業・事業所、生産者等への情報提供・働きかけを行い、障害者の一般就労機会の創出に努めてきました。

アンケート調査の結果によると、前回と比べ、就労意向が低下していますが、必要だと思ふ就労支援において、就労者と就労希望者の意向に大きな違いがないため、就労支援を引き続き行っていくことで、就労者への就労継続の支援とともに、就労者の増加、就労意向の上昇も見込めます。

就労以外にも寄居町障害者基幹相談支援センターで障害者の地域活動・交流等の支援を行い、障害者の相互支援や活躍の機会の提供を図ってきたほか、手話を必要とする人に手話通訳者の派遣等の地域コミュニケーション支援事業を行ってきました。また、手話言語条例を制定することについての請願が可決されるなど、安心して生活できる共生社会に向けた取り組みを推進していきます。

こうした取り組みを引き続き推進し、地域づくりの「支え手」になる素養を培うことで、地域のあらゆる主体が「支え手」にもなる地域づくりを目指し、支援の「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる主体が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う地域共生社会の構築を目指します。また、福祉施策についても、「思いやり駐車場」の設置や医療費の現物給付制度に柔道整復等が新たに対象となるなど、町内のニーズを基に引き続き支援の充実に努めます。

・総合的な相談支援体制の充実 (基本目標3 総合的な支援体制の確立)

本町では、令和2年度に寄居町障害者基幹相談支援センターを開設し、障害者が地域で安心して自立した生活を継続できるよう相談支援体制の整備を進めてきました。

寄居町障害者基幹相談支援センターでは、「断らない相談」のもと、障害者や家族等の安心や利便性の向上のため、全ての相談を一旦受け止め、障害の種類を問わない、各種相談支援、情報提供を行うことで、総合的な相談支援を推進してきました。引き続き総合的な相談支援体制がより効果的に機能するように、寄居町障害者基幹相談支援センターの周知とともに、関係機関や専門職等との連携強化、相談支援専門員のスキルアップ等を図り、必要なサービス・支援の提供体制の整備を着実に進めます。

近年、ヤングケアラーをはじめとした福祉における課題の複合化が問題となる中で、国は重層的支援体制の整備を推進しています。本町でも重層的支援体制の整備に向けて、福祉総合相談支援体制を構築するための基準を令和5年4月に決めました。福祉総合相談支援では障害のみにかかわらず、障害・高齢・児童・生活困窮、DV被害等の分野ごとの相談支援では対応困難な課題や各制度から外れてしまうような狭間の状態となっているケースを包括的かつ総合的に支援するための制度です。

この制度では福祉課、健康づくり課、子育て支援課、教育指導課、人権推進課の関係課から支援の中心となる課を定め、その課を筆頭に複合課題等を調整するチームを作り、相談支援体制を構築するよう定められています。この制度を契機として、本町での総合的な相談体制の充実を進めます。

・権利擁護の強化

(基本目標3 総合的な支援体制の確立)

本町では権利擁護の取り組みとして「成年後見制度の利用促進」、「虐待の防止」、「差別の解消」に取り組んできました。

成年後見制度では判断能力が不十分な人の契約行為や財産管理等の支援を行う制度です。平成29年度に寄居町成年後見支援センターを開設し、令和2年度に中核機関に位置付けられるとともに、令和2年度に寄居町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、障害等によって判断能力が不十分であっても不利益を被ることなく、安心して暮らせるような地域づくりを推進しています。

障害者や家族の高齢化に伴って、暮らしの中の契約行為や財産管理に支援が必要となる人が増えると見込まれることから、寄居町成年後見支援センターでは、成年後見制度の普及啓発の他に、相談支援及び利用支援体制整備、市民後見人の育成など制度を必要とする人が円滑に制度を活用できるよう、寄居町成年後見支援センターを中心として体制の強化を推進します。また運営委員会での専門職団体や家庭裁判所等との連携を図るとともに、制度利用促進に向けたネットワーク構築を推進していきます。

また、「虐待の防止」「差別の解消」では障害者虐待防止センター、寄居町障害者基幹相談支援センターを設置し、相談支援を行ってきました。令和3年度に障害者差別解消法が改正され、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたことで、地域に対する啓発の重要性が増しています。他にもセンターでは障害者虐待防止法に規定される虐待防止の責務や通報義務、障害者雇用促進法に規定される事業活動等や雇用における障害者差別の禁止に関わる相談を受け付けています。

このような社会情勢や制度の動向のみでなく、権利擁護に関するアンケート調査の結果では、3人に1人が、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあると回答しており、合理的配慮については約7割の方が知らないと回答している他、成年後見制度について、名前も知らない方は約3割、内容を知らない方まで合わせると5割を超えているなど、制度や理念の普及啓発の必要があることがうかがえます。

そこで、引き続き、地域に対して啓発を図るとともに、相談支援体制の強化のもとに問題の早期発見・原因究明、早期対応に当たり、虐待や障害を理由とする不当な差別的取り扱い等を防止し、引き続き障害者の権利擁護を強化します。

・互助による地域生活の継続支援

(基本目標3 総合的な支援体制の確立)

本町の福祉政策は「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4つの役割に基づいて運営されています。自らで行う健康維持や備え等の「自助」や行政機関が中

心に行う「共助」、「公助」に対して、住民同士の地域での助け合いや団体・ボランティア等との連携などが「互助」に当たります。

近年では毎年のように甚大な被害を出す自然災害が生じ、災害時の避難の遅れ等が問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症は一時期の莫大な影響は過ぎ去ったものの、いまだ感染症の影響は無視できないものとなっています。こうした社会的リスクはその頻度や発生の仕方などから行政機関による支援のみで全てを対応することが難しいことから、住民同士の助け合いや団体・ボランティア等との連携など「互助」の重要性が非常に高まっています。

本町では、住民により身近な訓練としてHUG(※)、避難所開設・運営訓練、自主防災組織リーダー養成講座の開催及び自主防災組織資機材貸与事業などにより自主防災組織を育成するための支援を行っています。また、災害時や緊急時における緊急通報体制を充実させ、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ避難行動要支援者の把握を行うなど、「互助」の地域力の向上にも取り組んできました。

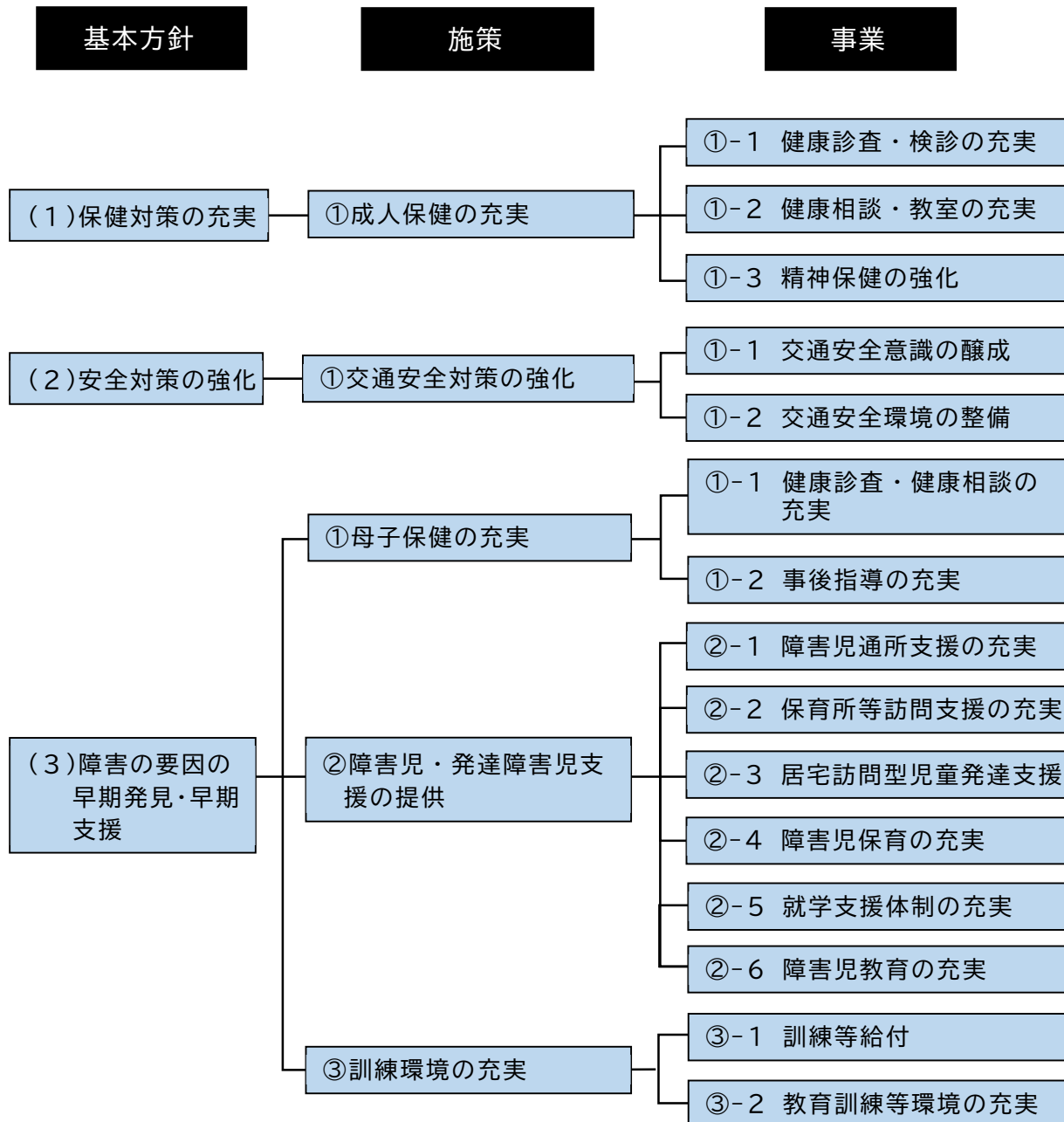
現在、本町では、避難行動要支援のそれぞれの個別避難計画を作成するなど「互助」の地域力のさらなる強化を図っています。

※Hinanzyo Unei Game（避難所運営ゲーム）の頭文字を取った防災カードゲームで、静岡県危機管理局が開発したものです。ゲーム形式で避難所での生活や様々な人への配慮などを学ぶことができます。



基本目標1 保健の充実と早期支援

基本目標「保健の充実と早期支援」を実現するための施策及び事業の体系は、次のとおりとします。



(1) 保健対策の充実

障害の要因となる疾病の早期発見や重症化予防とともに、生活習慣予防の推進に努めます。また、ストレス社会の中で増加する精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）の発生に対しては、早期の発見・診断・治療と社会復帰などを促進するための相談事業等を展開し、精神保健に関する情報の提供に努めます。

①成人保健の充実

事業名	①-1 健康診査・検診の充実					
事業内容	事業主体	町	担当課	町民課、健康づくり課		
	◎健康診査や検診等を通して、疾病の早期発見や重症化予防へつなげることに努めます。 【特定健康診査・特定保健指導】40歳以上の国民健康保険被保険者に対し実施します。また、未受診者に対し積極的な受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。 【歯科検診】国民健康保険被保険者に対し実施します。 【健康診査】確実な受診と健康意識の向上を図ります。 【各種検診】がん検診の充実と、受診率の向上を図ります。					
	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
				6年度	7年度	8年度
事業展開	特定健康診査 (町民課)	特定健康診査受診者数	2,500人	指標変更		
		特定健康診査受診者率	47.0%	50.0%	52.0%	54.0%
		特定保健指導実施者数	60人	指標変更		
		特定保健指導実施者率	18.0%	20.0%	25.0%	35.0%
	歯科検診(町民課)		1回20人/年	1回20人/年	1回20人/年	1回20人/年
	健康診査(健康づくり課)		43回	43回	43回	43回
	各種検診(がん検診、肝炎ウイルス検診、結核検診) (健康づくり課)		68回	70回	71回	71回

事業名		①-2 健康相談・教室の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	<p>◎生活習慣病を予防するため、拠点方式による健診結果相談会と健康教室を実施します。</p> <p>【健診結果相談会】健診結果を活用し、生活習慣改善のため、健診事後健康相談を中心に、具体的な運動・栄養の相談に対応します。</p> <p>【健康教室】健康寿命の延伸とフレイル予防を目的に、様々な事業機会を活用し生活習慣病予防の健康教育を実施します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	健診結果相談会	8回	10回	10回	12回
	健康教室	27回	35回	40回	45回

事業名		①-3 精神保健の強化			
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	<p>◎精神保健福祉普及週間にちなみ、広報誌で「心の健康」を啓発するとともに、月1回、保健師による健康相談を実施します。</p> <p>【心の健康に対する啓発】精神保健福祉普及週間に合わせた「心の健康」を啓発します。</p> <p>【心の健康相談】月1回、保健師が心の健康相談を実施します。</p> <p>また、関係機関との連携を図り、相談支援を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	心の健康に対する啓発 (広報誌に掲載)	2回	1回	1回	1回
	心の健康相談	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月

(2) 安全対策の強化

交通事故による障害の発生を予防するため、町民の交通安全意識を高めるとともに、道路環境の交通安全対策を強化します。

①交通安全対策の強化

事業名	①-1 交通安全意識の醸成		
事業内容	事業主体	町	教育指導課 生活環境エコタウン課 生涯学習課 子育て支援課
	<p>◎交通安全意識を高めるため、ライフステージに応じた各種交通安全教室や、まちぐるみで交通安全運動を実施します。</p> <p>【保育所交通安全教室】保育所で交通安全教室を開催します。</p> <p>【小学校新入生交通安全教室、小学校3年生自転車安全教室、中学生交通安全教室、中学校1年生自転車反射材配布、入学式・始業式等交通安全指導、教師・保護者による立哨指導、交通安全ポスターの作成、交通安全作文の作成、児童の安全委員会による活動、二輪車安全教室】小学校での通学班登校などで、低学年の交通事故防止に努めます。また、日常の指導の充実を図り、中学生の自転車事故に対する意識を向上させます。</p> <p>【新成人交通安全キャンペーン】啓発リーフレットを作成し、二十歳式で新成人に配布します。</p> <p>【高齢者の交通安全啓発、交通安全街頭キャンペーン、交通安全教室の実施、シートベルト等着用キャンペーン】高齢者の交通安全意識の啓発をはじめ、継続的に町民の交通安全意識を高めます。</p>		

事業名	①-1 交通安全意識の醸成（続き）				
事業展開	活動	（見込み） 5年度	（目標指標）		
			6年度	7年度	8年度
	保育所交通安全教室（子育て支援課）	1回	1回	1回	1回
	小学校新入生交通安全教室（教育指導課）	1回	1回	1回	1回
	小学校3年生自転車安全教室（生活環境エコタウン課）	1回	1回	1回	1回
	中学生交通安全教室（スケアードストリート）※3年に1度実施（教育指導課）	0回	1回	0回	0回
	中学校1年生自転車反射材配布（教育指導課）	1回	1回	1回	1回
	入学式・始業式等交通安全指導（教育指導課）	7回	7回	7回	7回
	教師・保護者による立哨指導（教育指導課）	2回	2回	2回	2回
	交通安全ポスターの作成（生活環境エコタウン課）	1回	1回	1回	1回
	交通安全作文の作成（生活環境エコタウン課）	1回	1回	1回	1回
	児童の安全委員会による活動（教育指導課）	1回	1回	1回	1回
	二輪車安全教室（教育指導課）	1回	1回	1回	1回
	新成人交通安全キャンペーン（生涯学習課）	1回	1回	1回	1回
	高齢者の交通安全啓発（生活環境エコタウン課）	2回	2回	2回	2回
	交通安全街頭キャンペーン（生活環境エコタウン課）	4回	4回	4回	4回
	交通安全教室の実施（生活環境エコタウン課）	9回	9回	9回	9回
	シートベルト等着用キャンペーン（生活環境エコタウン課）	1回	1回	1回	1回

事業名	①-2 交通安全環境の整備				
事業内容	事業主体	町	担当課	建設課	
		◎カーブミラー等の交通安全施設の整備とともに、歩行者の安全を守る歩車道分離を拡大します。 【交通安全施設】地区の要望を受け、カーブミラー等の交通安全施設の整備に努めます。 【歩車道分離延長】歩道整備を行うことで歩道と車道の分離を図ります。			
事業展開	活動	（見込み） 5年度	（目標指標）		
			6年度	7年度	8年度
	交通安全施設	7か所	7か所	7か所	7か所
	歩車道分離延長	0m	0m	0m	30m

(3) 障害の要因の早期発見・早期支援

乳幼児期の障害を早期発見・治療するため、母子保健と障害児保育の充実を図り、健やかに成長できるよう環境づくりを進めます。障害児教育については、インクルージョンの理念のもとに、保護者の障害に対する理解を深めるとともに、児童・生徒一人ひとりの障害の特性に応じた効果的な指導を進めます。成年期では「障害者総合支援法」による訓練等給付や地域生活支援事業の充実に努めます。

また、これらを取り巻く教育訓練体制については、国・県の機関との連携を強化し充実に努めます。

①母子保健の充実

事業名	①-1 健康診査・健康相談の充実				
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	◎発達段階の節目で、乳幼児の異常の早期発見に努めるため各種健康診査を充実します。 【4～5か月健康診査、健康相談、1歳6か月健康診査、3歳児健康診査、すくすく相談（乳幼児健康相談）】発達段階の節目で各種健康診査を実施します。				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	4～5か月健康診査	6回	6回	6回	6回
	健康相談	6回	6回	6回	6回
	1歳6か月健康診査	6回	6回	6回	6回
	3歳児健康診査	12回	12回	12回	12回
すくすく相談 (乳幼児健康相談)	6回	6回	6回	6回	

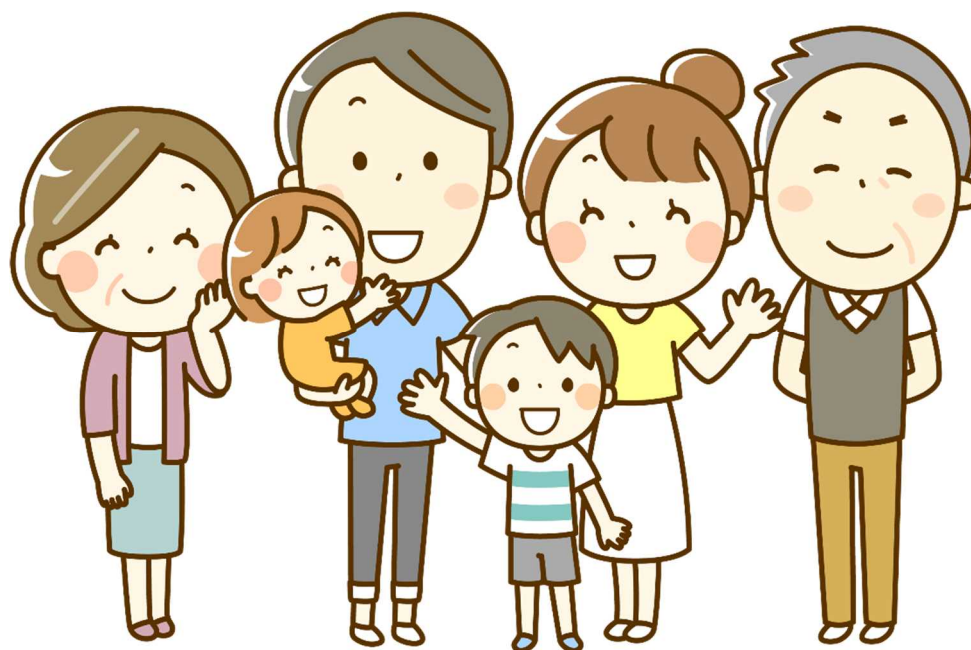
事業名	①-2 事後指導の充実				
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	<p>◎経過観察が必要な乳幼児や育児に不安をもつ保護者に対し、個別・集団的な指導を実施します。</p> <p>【にじいろ発達相談・ことばの相談室】にじいろ発達相談室では、乳幼児の運動や情緒面の発達について気になる保護者からの相談を、ことばの相談室では、ことばやコミュニケーションに関する相談をそれぞれ専門のスタッフが個別に受け付ける事業を実施します。</p> <p>【こどもの発達相談】発達に遅れや心配のある未就学児等の相談を実施します。</p> <p>【母子通園教室（チューリップ教室）】チューリップ教室の実施期間を短縮することで、教室の開催頻度を上げ、小集団での遊びの教室を通じ、集団生活に馴染みやすい環境を整え、就園に向けた支援を行います。</p>				
	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
事業展開	にじいろ発達相談室	6回	6回	6回	6回
	ことばの相談室	20回	20回	20回	20回
	母子通園教室 (チューリップ教室)	13回	13回	13回	13回

②障害児・発達障害児支援の提供

事業名	②-1 障害児通所支援の充実				
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎障害児通所支援として、障害児を対象に日常生活での基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練を実施します。</p> <p>【児童発達支援、放課後等デイサービス】第3期障害児福祉計画に規定される事業に該当します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	児童発達支援	9人 56人日/月	10人 60人日/月	11人 66人日/月	12人 72人日/月
放課後等デイサービス	57人 756人日/月	62人 806人日/月	67人 871人日/月	72人 936人日/月	

事業名 ②-2 保育所等訪問支援の充実					
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎保育所その他の施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。 【保育所等訪問支援】第3期障害児福祉計画に規定される事業に該当します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	保育所等訪問支援	1人 1人日/月	1人 1人日/月	1人 1人日/月	1人 1人日/月

事業名 ②-3 居宅訪問型児童発達支援					
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎障害児支援の専門家が自宅等を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を実施します。 【居宅訪問型児童発達支援】第3期障害児福祉計画に規定される事業に該当します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	居宅訪問型児童発達支援	0人 0人日/月	0人 0人日/月	0人 0人日/月	1人 1人日/月



事業名		②-4 障害児保育の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	子育て支援課	
	<p>◎保育所・保育園で障害児保育を行うとともに、放課後児童クラブ等における障害児保育の支援を行います。また、障害児保育の質の向上のため、保育士の研修等を行います。</p> <p>【障害児保育】保育所・保育園で障害児保育を実施します。</p> <p>【保育士の研修】障害の状況に適切に対応するための保育士の資質の向上を図ります。</p> <p>【放課後児童クラブ】学校とも家庭とも異なる社会性や自立心を育む第三の場である放課後児童クラブ活動においても障害児の受け入れを実施します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	障害児保育	保育所 2か所 保育園 5か所	随時	随時	随時
	保育士の研修	3回	3回	3回	3回
	放課後児童クラブ	随時	随時	随時	随時

事業名		②-5 就学支援体制の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	教育指導課	
	<p>◎保護者の障害に対する理解を深め、就学支援の適正化を図ります。</p> <p>【就学支援委員会、相談時間、特別支援学級見学会】事業を安定的に継続します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	特別支援学級見学会・相談	随時	随時	随時	随時

事業名		②-6 障害児教育の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	教育指導課	
	<p>◎特別支援学級の再配置を進め、専門チーム結成による教育内容の充実を図ります。</p> <p>◎障害児一人ひとりに対するきめ細かい学校教育を進めるため、個別指導計画に基づく実践と課題の解決を図るとともに、インクルーシブ教育を推進します。</p> <p>【小学校特別支援学級、中学校特別支援学級、専任教員の配置、学校サポーター、就学前情報の共有、保健・福祉の連携強化】今後も児童一人ひとりに最適な学習支援をするため、指導計画を作成して指導を進めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	小学校特別支援学級	6校	6校	6校	6校
	中学校特別支援学級	3校	3校	3校	3校
	専任教員の配置 (コーディネーター)	各小・中学校1人配置	各小・中学校1人	各小・中学校1人	各小・中学校1人
	学校サポーター	学習支援	30人	30人	30人
		介助	17人	17人	17人
就学前情報の共有 (幼保小連携連絡会議実施)	各小学校1回	各小学校1回	各小学校1回	各小学校1回	
保健・福祉の連携強化 (専門チーム結成、療育機関との連携強化)	療育機関と連携強化	随時	随時	随時	

③訓練環境の充実

事業名		③-1 訓練等給付（自立支援給付）			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎自立支援給付の日中活動支援として、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練を実施します（有期のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練）。</p> <p>【機能訓練、生活訓練】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	機能訓練	0人 0人日/月	1人 22人日/月	1人 22人日/月	1人 22人日/月
生活訓練	5人 110人日/月	6人 132人日/月	7人 154人日/月	8人 176人日/月	

事業名		③-2 教育訓練等環境の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課、教育指導課	
	<p>◎教育訓練体制を充実するため、特別支援学校、埼玉県発達障害総合支援センター（※1）、発達障害者支援センターまほろば（※2）、埼玉県総合リハビリテーションセンター（※3）との連携強化を図ります。</p> <p>【特別支援学校】特別支援学校コーディネーターによる各小学校への巡回支援により、指導の充実を図ります。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	「特別支援学校」との連携強化（福祉課）	連携強化	連携強化	連携強化	連携強化
	「埼玉県総合リハビリテーションセンター」との連携強化（福祉課）	連携強化	連携強化	連携強化	連携強化
	「埼玉県発達障害総合支援センター」との連携強化（福祉課）	連携強化	連携強化	連携強化	連携強化
特別支援学校（教育指導課）	6校	6校	6校	6校	

※1 埼玉県発達障害総合支援センター

発達障害のある18歳以下の児童や保護者の方が日常生活に必要な支援が受けられるように、発達障害の支援ができる人材の育成や、親への支援、地域の支援機関への助言、県民からの相談を行っています。

※2 発達障害者支援センターまほろば

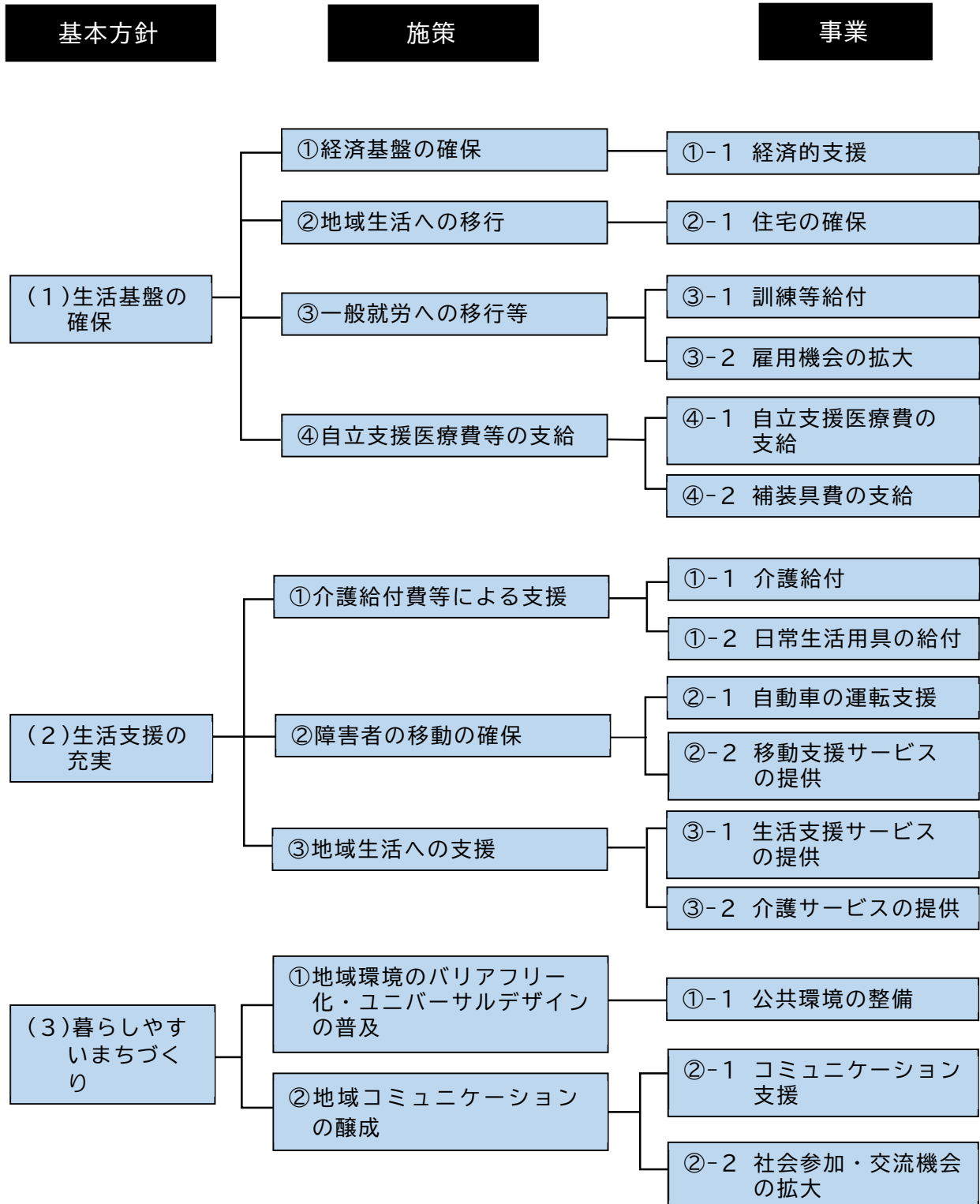
発達障害のある19歳以上の方や支援機関に発達障害やその支援に関する相談支援、人材育成のための研修会や普及啓発活動を行っています。

※3 埼玉県総合リハビリテーションセンター

障害者に対するリハビリテーション活動の埼玉県の中核施設として、相談・判定から医療・職業訓練・社会復帰までの総合的なリハビリテーションを実施するとともに、リハビリテーションの技術向上を図るための研究・研修事業を実施しています。

基本目標2 自立の促進

基本の組表「自立の促進」を実現するための施策及び事業の体系は次のとおりとなります。



(1) 生活基盤の確保

障害者にとっての就労は、経済的な自立への第一歩であるとともに、「社会参加」として重要な要素の一つです。障害者雇用を促進するため、訓練等給付を支給するとともに、雇用機会の創出、就労支援体制の充実に努めます。また、安定した生活基盤が確保できるよう、自立支援医療費等の支給など経済的支援をはじめ、家庭介助ができなくなったときの対応や住宅面での支援を行います。

①経済基盤の確保

事業名	①-1 経済的支援				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	町民課、子育て支援課 福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>◎安定した暮らしが営めるよう、障害基礎年金や各種手当での受付・支給とともに、各種資金の貸付を実施します。合わせて税制上の優遇措置、公共料金の割引などの制度の利用促進を図ります。</p> <p>【障害基礎年金支給、特別児童扶養手当支給、特別障害者手当支給、障害児福祉手当支給、在宅重度心身障害者手当支給、埼玉県生活福祉資金貸付、寄居町福祉資金貸付】安定した生活を営むために引き続き、支援を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	障害基礎年金支給数 (町民課)	(拠出制) 170人 (無拠出制) 370人	指標変更		
	障害基礎年金受給者数 (町民課)		(拠出制) 170人 (無拠出制) 370人	(拠出制) 175人 (無拠出制) 375人	(拠出制) 175人 (無拠出制) 375人
	特別児童扶養手当支給 (子育て支援課)	57人	57人	57人	57人
	特別障害者手当支給 (福祉課)	50人	50人	50人	50人
	障害児福祉手当支給 (福祉課)	18人	19人	19人	19人
	在宅重度心身障害者手当 支給(福祉課)	315人	310人	300人	290人
	埼玉県生活福祉資金貸付 (社会福祉協議会)	1人	2人	2人	2人
	寄居町福祉資金貸付 (社会福祉協議会)	20人	2人	2人	2人

②地域生活への移行

事業名		②-1 住宅の確保			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎地域生活への移行や定着を促進するため、グループホーム等の入居の支援を行います。</p> <p>【グループホーム】今後もグループホームのニーズは高まることから、事業者にはニーズの情報提供を行うとともに、希望者に空き状況等の情報提供、相談支援を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	グループホーム	7か所	6年度 8か所	7年度 8か所	8年度 9か所

③一般就労への移行等

事業名		③-1 訓練等給付			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎就労に必要な知識・能力の向上を図るための自立支援給付による就労移行支援を実施します（有期のプログラムによる職場実習などの訓練）。また、一般就労の定着に向けた就労定着支援の一環で就労支援センターによる会社訪問を行います。</p> <p>◎通常の事業者には雇用されることが困難な障害者を対象とする就労継続支援を実施します（就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練）。</p> <p>【就労選択支援】支援者が本人と協同で強みや課題、就労に必要な配慮等について整理します（就労アセスメント）。アセスメント結果を踏まえ、選択肢を提示し、本人の希望を尊重したうえで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスへと繋げます。</p> <p>【就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	就労選択支援	0人	0人	1人	2人
	就労移行支援	8人 118人日/月	9人 198人日/月	10人 220人日/月	11人 242人日/月
	就労定着支援	1人	1人	2人	3人
	就労継続支援A型	4人 62人日/月	4人 88人日/月	5人 110人日/月	6人 132人日/月
就労継続支援B型	101人 1,823人日/月	106人 2,332人日/月	111人 2,442人日/月	116人 2,552人日/月	

事業名		③-2 雇用機会の拡大			
事業内容	事業主体	町	担当課	産業振興企業誘致課 プロモーション戦略課 福祉課	
	<p>◎障害者の一般雇用に対する企業等の理解を深めるとともに、法定雇用率の達成を要請し、障害者雇用に関する情報提供や啓発を行います。</p> <p>◎雇用機会を拡大する事業の創出に努めます。障害者施設への業務委託、企業・事業所、生産者への情報提供・働きかけ等を行います。</p> <p>◎地域生活支援事業の一環として、地域活動支援センターによる就労機会の提供を促進するとともに、知的障害者の就労移行や施設入所者の就職支援を実施します。</p> <p>【障害者雇用の要請】今後も、障害者の雇用を促進するため、広報紙等によりいジョブセンターの周知を図ります。</p> <p>【雇用機会の拡大】障害者施設への観光トイレ等清掃委託を行うほか、農福連携等の情報提供・働きかけ等を行い、福祉分野を越えた連携等による雇用拡大に努めます。</p> <p>【地域活動支援センター（地域生活支援事業）、知的障害者職親委託（地域生活支援事業）】今後も、自立支援協議会の就労部会や障害者就労支援センターやジョブセンターと連携を図りながら、就労支援を行います。第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	障害者雇用の要請	随時	随時	随時	随時
	障害者雇用の要請（障害者施設への清掃委託） （プロモーション戦略課）	実施 （※1）	実施 （※1）	実施 （※1）	実施 （※1）
	障害者雇用の要請（障害者施設への清掃委託） （福祉課）	実施 （※2）	実施	実施	実施
	地域活動支援センター （地域生活支援事業） （福祉課）	2か所	2か所	2か所	2か所
	知的障害者職親委託 （地域生活支援事業） （福祉課）	0人	0人	0人	1人
	障害者就労支援センター登録 就労者数（福祉課）	84人	89人	94人	100人

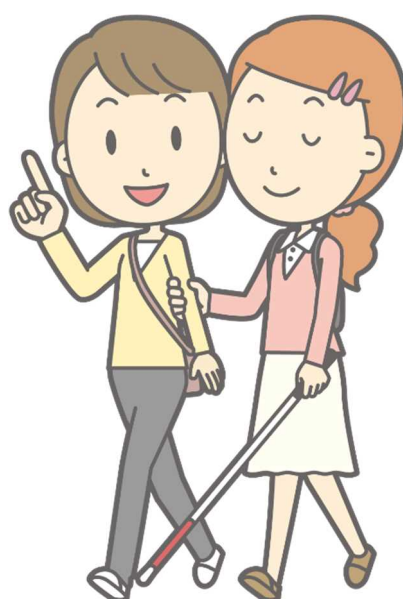
※1 玉淀観光トイレ、波久礼駅観光トイレ、少林寺観光トイレ、善導寺観光トイレ、浄福寺観光トイレ、日本の里第二駐車場観光トイレ

※2 障害者交流センター

④ 自立支援医療費等の支給

事業名		④-1 自立支援医療費の支給（自立支援給付）			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎「障害者総合支援法」による精神通院医療、更生医療、育成医療の支給を行います。 【精神通院医療の支給（国・県）、更生医療の支給、育成医療の支給】適正な支給を行います。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	精神通院医療の支給（国・県）	650人	660人	670人	680人
	更生医療の支給				
育成医療の支給					

事業名		④-2 補装具費の支給（自立支援給付）			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎申請により、その必要性が認められた人を対象に補装具費（義足、装具、車いすなどの購入・修理・借受け）を支給します。 【補装具費の支給（自立支援給付）】適正な支給を行います。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
補装具費の支給 （自立支援給付）		50件	50件	50件	50件



(2) 生活支援の充実

住み慣れた地域で生活ができるよう、日中活動の場と住まいの場の両面で、「障害者総合支援法」に基づき、介護給付等の自立支援給付及び地域生活支援事業によるサービスを提供します。なお、65歳以上の高齢障害者に対しては、介護保険によるサービスを提供します。

①介護給付費等による支援

事業名	①-1 介護給付（自立支援給付）				
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎自立支援給付により、居宅介護などの在宅サービス、生活・療養介護など日中活動の場のサービス、共同生活援助など住まいの場のサービスを提供します。 ◎障害者及びその家族に必要な支援を行います。 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	居宅介護	51人 862時間	53人 795時間	55人 825時間	57人 855時間
	重度訪問介護（※）	1人 638時間	1人 253時間	1人 253時間	2人 506時間
	同行援護	4人 24時間	5人 30時間	6人 36時間	7人 42時間
	行動援護	3人 8時間	4人 20時間	5人 25時間	6人 30時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	1人 418時間	1人 418時間	1人 418時間	

※目標指標は埼玉県が示す方法で算出した値で、自治体が確保しなくてはならないサービスの提供時間となっています。令和5年の利用見込が目標指標を超過していますが、実績が目標を上回ることは問題ではありません。

①介護給付費等による支援

事業名		①-1 介護給付（自立支援給付）（続き）			
事業 展 開	活 動	（見込み）	（目標指標）		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	生活介護	111人 2,194人日/月	115人 2,530人日/月	118人 2,596人日/月	121人 2,662人日/月
	療養介護	10人	10人	10人	10人
	短期入所（福祉型）	13人 129人日/月	14人 140人日/月	15人 150人日/月	16人 160人日/月
	短期入所（医療型）	0人 0人日/月	1人 10人日/月	1人 10人日/月	1人 10人日/月
	自立生活援助	0人	1人	1人	1人
	共同生活援助 （グループホーム）	78人	81人	84人	87人
	施設入所支援	48人	48人	48人	48人

事業名		①-2 日常生活用具の給付（地域生活支援事業）			
事業 内 容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎日常生活を便利、容易にするための用具の給付を行います。 【日常生活用具給付（地域生活支援事業）】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。				
事業 展 開	活 動	（見込み）	（目標指標）		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	日常生活用具給付 （地域生活支援事業）	810件	820件	830件	840件

②障害者の移動の確保

事業名		②-1 自動車の運転支援				
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課		
	<p>◎障害者の自動車運転の支援として、自動車の免許取得、自動車の改造、燃料費の補助を行います。</p> <p>【自動車運転免許取得費補助金（地域生活支援事業）】障害者手帳所持者を対象に自動車運転免許を取得する場合、12万円を限度に3分の2を補助します。</p> <p>【自動車改造費補助金（地域生活支援事業）】身体障害者手帳所持者を対象に自家用車を改造する費用として、10万円を限度に助成します。第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p> <p>【障害者自動車燃料費補助金】重度身体障害者が自ら運転する自動車の燃料費として、1か月2,500円を限度に補助します。</p>					
事業展開	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
				6年度	7年度	8年度
	自動車運転免許取得費補助金（地域生活支援事業）		1人	2人	2人	2人
	自動車改造費補助金（地域生活支援事業）		1人	1人	1人	1人
障害者自動車燃料費補助金		9人	10人	10人	10人	

事業名		②-2 移動支援サービスの提供				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）		
	<p>◎自動車を運転しない障害者の外出の支援として、移動支援やタクシー運賃の補助を行います。移動支援のニーズは増加傾向にあることから、ニーズに合わせて支援の提供体制の整備に努めます。</p> <p>【移動支援（地域生活支援事業）】社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を実施します。本町では、福祉有償運送制度による外出介助・送迎サービス、リフト付き自動車運行事業を推進しており、今後とも継続的に実施します。第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p> <p>【福祉タクシー利用料補助】重度心身障害者（身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳[Ⓐ]・A）がタクシーを利用した場合一部運賃を補助します。</p>					
事業展開	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
				6年度	7年度	8年度
	移動支援（地域生活支援事業）	利用者	3人	4人	4人	4人
		利用時間	80時間	90時間	90時間	90時間
福祉タクシー利用料補助		230人/月	230人	230人	230人	

③地域生活への支援

事業名	③-1 生活支援サービスの提供				
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎地域生活支援事業の一環として、訪問入浴サービスや日中一時支援など実施します。</p> <p>◎買い物に出かけるのが困難な障害者の食料・生活物資等の調達や買い物の楽しみを支えるとともに、新型コロナウイルス感染症等に留意しながら、町内事業者と連携し、各地区のサロン等へ専門職（薬剤師）とオンラインによる健康相談等を行うことができる機能を有する移動販売を実施します。</p> <p>【訪問入浴サービス、日中一時支援】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	訪問入浴サービス (地域生活支援事業)	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
	日中一時支援 (地域生活支援事業)	3人/月	4人/月	4人/月	4人/月
	移動販売実施地区数	2地区	40地区	50地区	50地区
	移動販売実施回数	16回	70回	250回	250回

事業名	③-2 介護サービスの提供				
事業内容	事業主体	町、大里広域市町村圏組合、 地域包括支援センター	担当課	福祉課	
	<p>◎65歳以上の高齢障害者に対しては介護保険法に基づき、介護保険サービスを提供します（保険者は大里広域市町村圏組合）。</p> <p>◎地域包括支援センターによる総合相談・権利擁護事業などを実施します。</p> <p>◎若年性認知症や脳血管疾患が原因で高次脳機能障害となった第2号被保険者への切れ目のない支援のため、介護保険担当、障害福祉担当、関係機関との連携を強化します。</p> <p>【地域包括支援センター】埼玉よりい病院、寄居町社会福祉協議会の2か所に設置しており、自立支援、総合相談、権利擁護、ケアマネジメント支援等の業務を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
地域包括支援センター		2か所	2か所	2か所	2か所

(3) 暮らしやすいまちづくり

地域で安全に暮らせるよう、多くの人が集まる公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインを進め、外出しやすい環境に整備します。また、誰もがふれあいを通して楽しく暮らせるように、障害者と地域の人々との相互理解、コミュニケーション・交流機会の拡大に努め、地域共生社会の実現を進めます。

①地域環境のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及

事業名	①-1 公共環境の整備				
事業内容	事業主体	町	担当課	都市計画課	
	◎地域で安全に暮らせるよう、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、県と連携して、多くの人が集まる公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、既存歩道の拡幅や段差解消等外出しやすいユニバーサルデザイン化を推進します。【地域福祉計画より抜粋】				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	公共施設や道路等のバリアフリー化	適宜	6年度 適宜	7年度 適宜	8年度 適宜



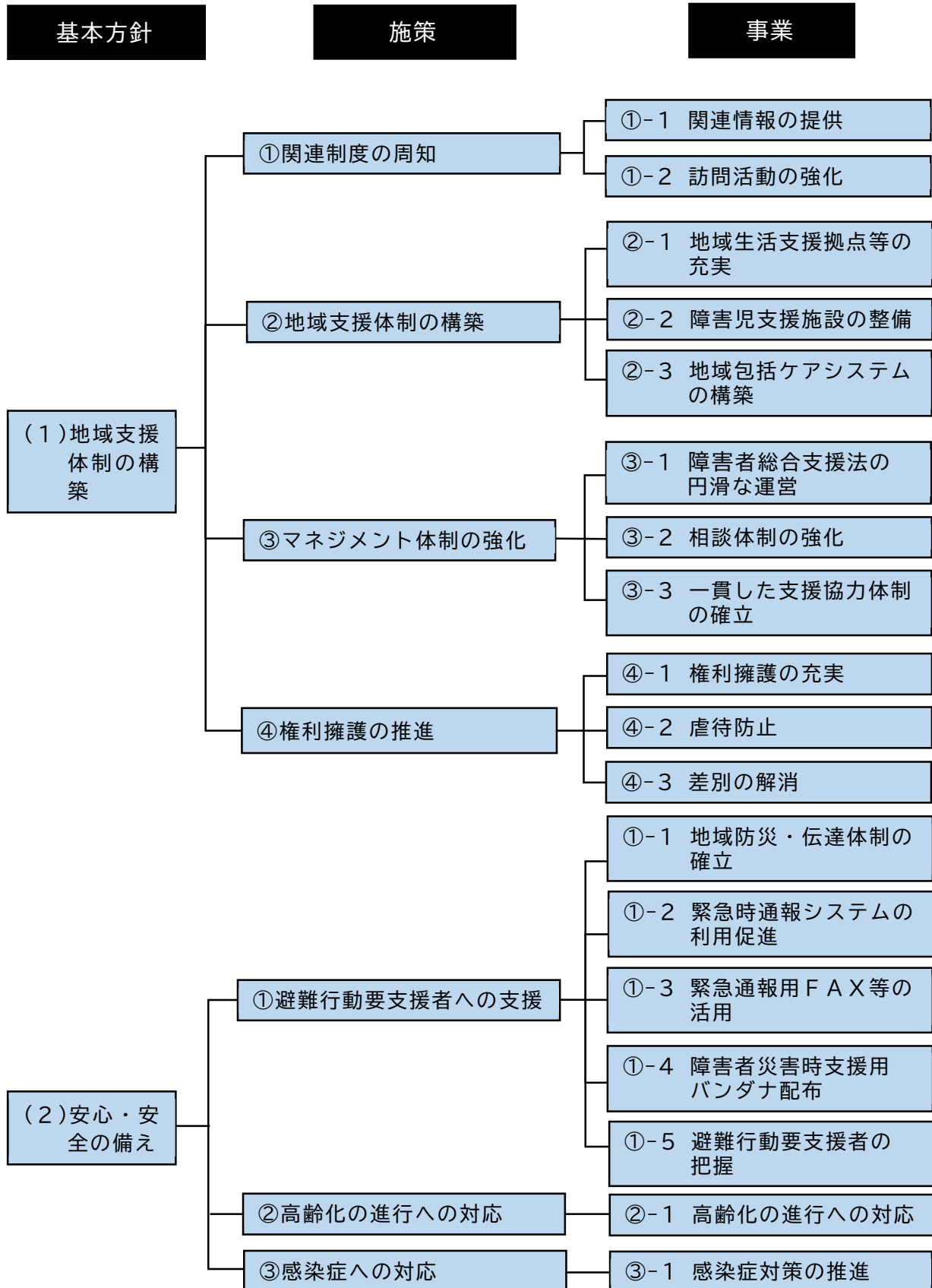
②地域コミュニケーションの醸成

事業名		②-1 コミュニケーション支援				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）、生涯学習課		
	<p>◎地域生活支援事業の一環として実施、手話通訳者の派遣などを行います。 【意思疎通支援（地域生活支援事業）】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p> <p>◎福祉の心を醸成するため、引き続きハンディキャップ体験学習などを実施します。 【ハンディキャップ体験学習】地域共生社会の実現のため、障害のある状態の疑似体験等を通じて、障害者の理解、福祉意識の高揚を促進する体験学習を行います。 【啓発活動】障害者や福祉の理解促進に向けて広く啓発を行います。合理的配慮の点からも、主催事業への派遣などをして、必要な場面で手話通訳などを活用します。</p>					
事業展開	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
				6年度	7年度	8年度
	意思疎通支援（地域生活支援事業）（福祉課）	利用者	6人	7人	7人	7人
		延べ派遣件数	40件	43件	43件	43件
	ハンディキャップ体験学習（社会福祉協議会）	一般	13回	15回	15回	15回
児童						
交流						
啓発活動（生涯学習課）		1回	1回	1回	1回	

事業名		②-2 社会参加・交流機会の拡大				
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）		
	<p>◎地域の交流を深めるため、「ふれあい広場」等を開催します。 【障害者交流センターサロン開設】障害者交流センターにサロンを開設し、障害者の交流機会の拡大を図ります。 【ふれあい広場の開催】障害者をはじめ広く住民の社会参加を促進し、相互の理解を深めるふれあい広場を隔年で開催します。</p>					
事業展開	活動		(見込み) 5年度	(目標指標)		
				6年度	7年度	8年度
	障害者交流センターサロン開設（福祉課）		12回	12回	12回	12回
ふれあい広場の開催（社会福祉協議会）		-	3,500人	-	3,500人	

基本目標3 総合的な支援体制の確立

基本目標「総合的な支援体制の確立」を実現するための施策及び事業の体系は、次のとおりとします。



(1) 地域支援体制の構築

障害者やその家族が抱える生活の不安や問題の早期解決を促進するため、気軽に相談・助言が受けられるよう、寄居町障害者基幹相談支援センターを中心として相談窓口体制を充実し、併せて関連制度の周知に努めます。

また、障害者一人ひとりの個性が社会で発揮できるよう、「障害者総合支援法」の円滑な運営を進めるとともに、保健・医療・福祉・教育などが連携し、生涯を通して本人を応援できるマネジメント体制を整備します。

さらに、障害者が地域で安心して生活ができるように、地域包括ケアシステムの構築など地域支援体制の充実を図り、成年後見制度や合理的配慮の提供といった権利擁護の取り組みを推進します。

① 関連制度の周知

事業名		①-1 関連情報の提供			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎障害者のための制度、サービス、施設を解説したガイドを配布します。また、障害者の日常生活・社会生活における障壁をなくし、利便性を高めるICT・IoT等に関する情報の収集・提供を図ります。 【障害者福祉ガイド】ガイドの更新の際には、障害者総合支援法や近年の法制度を反映します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	障害者福祉ガイド（配布）	新規手帳 交付者	6年度 新規手帳 交付者	7年度 新規手帳 交付者	8年度 新規手帳 交付者

事業名		①-2 訪問活動の強化			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎民生委員・児童委員の訪問活動を通して、生活困窮障害者の問題解決を図るべく関係機関との連携体制を強化します。 【民生委員・児童委員とのケース検討会議の開催】一人ひとりの課題に沿って適切な支援方法等を検討するケース会議を開催します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	民生委員・児童委員とのケース検討会議の開催	1回	6年度 3回	7年度 3回	8年度 3回

② 地域支援体制の構築

事業名		②-1 地域生活支援拠点等の充実			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点等の充実を図ります。対応が困難な障害者にも対応できるよう、研修会を開催し人材育成を図り、地域の支援体制を強化します。</p> <p>【地域生活支援拠点等の充実】近隣自治体と連携を図りながら進めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	地域生活支援拠点等の充実	7か所	6年度 8か所	7年度 9か所	8年度 10か所

事業名		②-2 障害児支援施設の整備			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎児童発達支援センターとの連携及び保育所等訪問支援の充実を図ります。</p> <p>◎主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。</p> <p>◎医療的ケア児支援のための実態把握・ニーズ把握を行うとともに、関係機関による協議の場を設置します。</p> <p>【児童発達支援センターの設置】圏域内に1か所設置されており、利用促進に向けて周知を図るとともに、より身近なところで相談できる支援体制整備に努めます。</p>				

事業名		②-3 地域包括ケアシステムの構築			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎精神障害者の地域移行の推進に向け、地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催します。</p> <p>【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】協議の場を開催し、実効性のある協議運営に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催	3回	6年度 3回	7年度 3回	8年度 3回

③ マネジメント体制の強化

事業名		③-1 障害者総合支援法の円滑な運営（自立支援給付）			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎「障害者総合支援法」を円滑に運営するため、庁内体制を整備し、自立支援給付等の利用手続体制の充実を図ります。</p> <p>【障害支援区分判定】定期的に審査会を開催します。</p> <p>【計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援】第7期障害福祉計画に規定される事業に該当します。</p> <p>【支給決定】適正な支給を行います。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	障害支援区分判定	12回	12回	12回	12回
	計画相談支援	75人	78人	81人	84人
	地域移行支援	0人	1人	1人	1人
	地域定着支援	0人	1人	1人	1人
支給決定	370人	373人	376人	379人	

事業名		③-2 相談体制の強化（地域生活支援事業）			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎相談窓口[福祉課、寄居町障害者基幹相談支援センター、社会福祉協議会、寄居町障害者生活支援センター「とも」、地域生活支援センター向陽（障害者交流センターでの出張相談を含む。）、町内相談支援事業所]の連携強化を図ります。</p> <p>◎身体・知的・精神（発達障害、高次脳機能障害）障害者に対する相談、助言、情報提供などの相談支援体制の充実に努めるほか、関係機関との連携を図ります。状況が複雑なケースに対しても相談支援が行えるよう、主任相談支援専門員を配置します。</p> <p>◎重層的な支援を行うために関係機関との連携体制を構築し、高齢・障害・児童・生活困窮・DV被害等の包括的な支援を行う総合相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>【相談窓口（地域生活支援事業）、障害者生活支援センター】寄居町障害者基幹相談支援センターで断らない相談に努めるとともに、身近な地域で相談支援を行います。</p> <p>【ケース会議の開催】一人ひとりの課題にあった適切な支援に向けて総合的な支援を行うため、関係機関によるケース会議を行います。</p>				
	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
事業展開	相談窓口（地域生活支援事業）	10か所	10か所	10か所	10か所
	障害者生活支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所
	ケース会議の開催	18回	20回	20回	20回

事業名		③-3 一貫した支援協力体制の確立			
事業内容	事業主体	町	担当課	教育指導課、福祉課	
	<p>◎障害者一人ひとりの個性が社会で発揮できるよう、障害者への対応が人生の節目（入学・卒業・就職）で分断されることなく、一貫した支援体制を整備します。</p> <p>【就学・進路指導、就学・進路先との打合せ】切れ目のない支援を行うため、人生の節目における連携の機会を確保します。</p> <p>【チームケアの推進】専門職がチームを組むことで、総合的に支援に当たります。</p>				
	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
事業展開	就学・進路指導、就学・進路先との打合せ	随時	随時	随時	随時
	チームケアの推進	随時	随時	随時	随時

④権利擁護の推進

事業名		④-1 権利擁護の充実			
事業内容	事業主体	町、社会福祉協議会	担当課	福祉課（社会福祉協議会）	
	<p>◎親亡き後等家庭で介助できなくなったとき、判断能力が不十分な障害者の生活を支援するため、成年後見制度、あんしんサポートねっと（サービス利用の援助）の周知を図り、利用を促進します。</p> <p>【成年後見制度の利用促進（地域生活支援事業）】判断能力が不十分な障害者の契約行為や財産管理の支援のため、成年後見制度を利用しやすい環境整備を行います。</p> <p>【成年後見制度の普及啓発（講演会開催）（地域生活支援事業）】成年後見制度の理解に向け、周知・普及啓発を行います。成年後見支援センター事業として、成年後見制度の普及啓発を推進するための講演会等を開催します。また、市民後見人に関する知識を学び、理解を深めるための市民後見人養成講座を開催します。</p> <p>【あんしんサポートねっとの実施（手帳所持者分）】知的・精神障害のある障害者が安心して生活が送れるよう、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。</p>				
事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	成年後見制度の利用促進(地域生活支援事業) (福祉課)	1件	1件	1件	1件
	成年後見制度の普及啓発(講演会開催)(地域生活支援事業) (福祉課)	1回	1回	1回	1回
	あんしんサポートねっとの実施(手帳所持者分) (社会福祉協議会)	15人	15人	15人	15人

事業名	④-2 虐待防止			
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課
	<p>◎障害者虐待を防止し、養護者に対する支援を行うことにより、障害者の権利・利益の擁護を図ります。</p> <p>障害者虐待防止センターの機能を福祉課内に、基幹相談支援センターを社会福祉協議会内に設置し、虐待の通報・届出の受理、専門職による相談支援を実施します。</p>			

事業名	④-3 差別の解消			
事業内容	事業主体	町	担当課	総務課、福祉課
	<p>◎障害を理由とした不当な差別的扱いをなくし、合理的配慮の提供を促進するため、本町の施設・事業において合理的配慮の提供に努めるとともに、広く普及・啓発を行います。</p> <p>【本町の施設・事業における合理的配慮の提供】本町の障害を持つ職員に合理的配慮を提供するほか、職員の理解の向上を図り、可能な限り改善に努めます。</p> <p>【差別の禁止、合理的配慮の提供に向けた広報・啓発】町民、事業所等に対して広報・啓発を行います。</p>			

事業展開	活動	(見込み)	(目標指標)		
		5年度	6年度	7年度	8年度
	本町の施設・事業における合理的配慮の提供	随時	随時	随時	随時
	差別の禁止、合理的配慮の提供に向けた広報・啓発	随時	随時	随時	随時

(2) 安心・安全の備え

障害者が地域で安心して生活を送ることができるようにするために、災害時の安全確保や防犯のため、緊急通報体制の整備や、地域の防災・避難行動支援体制の整備を図ります。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対して、医療機関と連携し、予防・まん延防止に努めます。

障害者・家族の高齢化や、「親亡き後」への備えとして、緊急時の受け入れ先の確保や見守り等の体制整備に努めます。

①避難行動要支援者への支援

事業名	①-1 地域防災・伝達体制の確立				
事業内容	事業主体	町	担当課	自治防災課、福祉課	
	◎災害時に障害者を避難・誘導する手順を確立するため、自主防災組織を育成します。 【自主防災組織の育成】自主防災組織の育成・強化を図り、活動の促進を図ります。 ◎災害情報の周知を徹底するため、聴覚障害者に対してはFAXを普及します。 【聴覚障害者用FAXの普及】事業を安定的に継続します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	町主催の研修会への参加 (自治防災課)	57 地区	67 地区	67 地区	67 地区
	聴覚障害者用FAXの普及 (福祉課)	0 人	1 人	1 人	1 人

事業名	①-2 緊急時通報システムの利用促進				
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎ひとり暮らしの重度身体障害者の急病や事故等の緊急事態に備えて、緊急通報システムの利用を促進します。 【緊急時通報システムの設置】事業を安定的に継続します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	緊急時通報システムの設置	2 人	3 人	3 人	3 人

事業名 ①-3 緊急通報用FAX等の活用					
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎聴覚・音声・言語機能に障害がある人への緊急時の連絡のため、障害者の福祉ガイドを使用し、警察・消防署に設置されているFAXの周知・啓発を図ります。また、深谷市消防本部が実施するNET119緊急通報システムなど緊急通報に係る情報の提供を行います。 【緊急通報用FAXの啓発】事業を安定的に継続します。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	緊急通報用FAXの啓発	1件	6年度 1件	7年度 1件	8年度 1件

事業名 ①-4 障害者災害時支援用バンダナ配布					
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	◎障害者等が災害時に必要な支援を受けられるよう、障害者手帳所持者等を対象に、災害時支援バンダナを無料で配布します。 【障害者災害時支援用バンダナ配布】新規に障害者手帳を交付した方に配布します。また、バンダナについての周知を図ります。				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	障害者災害時支援用バンダナ配布	新規手帳 交付者	6年度 新規手帳 交付者	7年度 新規手帳 交付者	8年度 新規手帳 交付者

事業名	①-5 避難行動要支援者の把握				
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎民生委員・児童委員による年1回の社会調査時に、避難行動要支援者の把握を行い、災害時の安全確保に努めます。</p> <p>◎対象者（高齢者を含む）に申請案内を送付し、避難行動要支援者名簿の周知を行うとともに、本人・家族の意向により災害時避難行動要支援者名簿への登録を行います。また、名簿を消防署や警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織に配布します。災害時には関係機関と情報共有し、安否確認や避難行動支援に名簿を活用します。</p> <p>避難行動要支援者名簿の認知度上昇のため広報等により周知を行います。</p> <p>【避難行動要支援者の把握】事業を安定的に継続します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	避難行動要支援者の把握	継続	継続	継続	継続
	災害時避難行動要支援者名簿登録者数	1,500人	1,500人	1,550人	1,600人
	広報誌掲載	2回	2回	2回	2回

②高齢化の進行への対応

事業名	②-1 高齢化の進行への対応				
事業内容	事業主体	町	担当課	福祉課	
	<p>◎障害者や家族の高齢化、親亡き後に備えるため、高齢の障害者、高齢の親の介助を受ける障害者のライフプランの作成に努めるとともに、地域生活の居住支援として、緊急時の受け入れ先の確保に向けた施設、事業者等との事前調整に努めます。また、緊急時に対応できるように日常の見守り体制の整備に努めます。</p> <p>【緊急の受け入れ先の確保】確保に向け調整に努めます。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
			6年度	7年度	8年度
	緊急時の受け入れ先の調整・確保	継続	継続	継続	継続

③感染症への対応

事業名		③-1 感染症対策の推進			
事業内容	事業主体	町	担当課	健康づくり課	
	<p>◎寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、医療機関、保健所等関係機関をはじめ、団体・事業者等と連携し、感染症に関する情報共有を図り、消毒等の予防対策の徹底、予防・まん延防止対策を推進します。</p> <p>◎新型コロナウイルス感染症に対しては、感染症対策本部会議を感染状況に応じて実施し、医療連携等の関係機関と連携を図り、ワクチン接種等の予防・まん延防止対策を推進します。</p> <p>【感染症に関する情報共有体制の維持】新型コロナウイルス感染症の対応で情報連携した関係機関の体制を保持し、継続して感染症のまん延防止に対する情報共有を推進します。</p>				
事業展開	活動	(見込み) 5年度	(目標指標)		
	感染症に関する情報共有体制の維持	継続	6年度 継続	7年度 継続	8年度 継続